

令和8年1月16日

国東市長 松井督治 様

国東市会計管理者 藤目光弘

現金等取扱管理内部統制報告書

国東市資金リスクマネジメント条例第11条第1項に基づき、現金等取扱管理について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 実施概要

調査年月日 : 令和7年11月21日～令和7年12月23日

調査対象課・施設 : 別紙のとおり

2. 不備としての指摘事項および是正状況

別紙のとおり

3. 現金等取扱管理統括責任者の講評

公金の現金等取扱管理について、おおむね適正に管理されている。

実地検査日程表

(令和7年度収納印及びつり銭資金交付管理表)

機 関	課 名	収納印番号		つり銭資金交付	調 査 日	調査員
		据置型	携帯型			
本 庁	市 民 健 康 課	33		30,000	11/21 午前	福田 岸田
	・郵便小為替の換金用			50,000	〃	
	・ランチ会		56		12/23 午後	
	福 祉 課		55		11/21 午前	
	子 育 て 支 援 課		59		〃	
	環境衛生課 (犬の予防接種等)		4月・10月	各 10,000	12/8 午前	
	税 務 課		50・60	20,000	11/21 午前	岸田 徳丸
	政策企画課 (ケーブルテレビ)		82		〃	
	人権啓発・部落差別 解消推進課	42	58		〃	
保育所	熊 毛 保 育 所		74		11/25 午前	長野 徳丸
	竹 田 津 保 育 所		75		〃	
国 見	地 域 振 興 課	14・26		50,000	12/1 午後	長野 戸高
	〃 (旧市民健康課)			30,000	〃	
教 委	社会教育課 (国見)	32		15,000	〃	長野 徳丸
	国 見 図 書 館	11		500	11/25 午前	
本 庁	ク リ ー ン セ ン タ ー	29		50,000	12/1 午後	長野 戸高
保育所	安 岐 保 育 所		71		11/25 午後	岸田
	武 溪 保 育 所		72		〃	
安 岐	地 域 振 興 課	28・44		50,000	11/26 午後	岸田 戸高
	〃 (旧市民健康課)			30,000	〃	
幼稚園	安 岐 中 央 幼 稚 園		87		12/16 午後	
教 委	社会教育課 (安岐)	34		15,000	11/26 午後	
	安 岐 図 書 館	21		1,000	〃	
武 蔵	地 域 振 興 課	22・43		50,000	11/27 午前	藤目 戸高
	〃 (旧市民健康課)			30,000	〃	
	保健福祉センター			30,000	〃	
教 委	社会教育課 (武蔵)	12		15,000	〃	
	武 蔵 図 書 館	30		300	〃	
教 委	給 食 セ ン タ ー		86		11/28 午前	福田 戸高
	文 化 財 課 (歴史体験学習館)	17		30,000	〃	
	(三浦梅園資料館)	20		20,000	〃	
本 庁	自 動 車 学 校	31		50,000	12/1 午前	福田 長野
消防本部	予 防 課	18			〃	
教 委	教 育 総 務 課	41			〃	
	社 会 教 育 課	27		20,000	〃	
	く に さ き 図 書 館	10		3,000	11/28 午後	

実地検査日程表

(令和7年度収納印及びつり銭資金交付管理表)

機 関	課 名	収納印番号	つり銭資金	調 査 日	調査員
		据置型(訪問徴収時:携帯)			
水道事業・ 下水道事業 等	上下水道課 水道事業	2	20,000	12/19 午後	岸田 徳丸
	〃 下水道事業	2	—	〃	
	〃 工業用水事業	2	—	〃	
	国見支所 水道事業	1	—	12/1 午後	長野 徳丸
	〃 下水道事業	1	—	〃	
	武蔵支所 水道事業	3	—	11/27 午前	藤目 戸高
	〃 下水道事業	3	—	〃	
	安岐支所 水道事業	4	—	11/26 午後	岸田 戸高
〃 下水道事業	4	—	〃		

現金等 取扱管理内部統制調査 指摘事項・是正状況一覧表

	所属課	指摘事項	是正状況
1	環境衛生課	はがきを保管しているが、切手受払簿にH27から記入がなく、月1回の所属長の照合がなかった。 また、空き机の引き出しで鍵をかけずに保管していた。	受払簿へ記入し、所属長に確認してもらい、鍵のかかる場所で保管するよう指導した。
2	自動車学校	収入印紙については、保管簿を作っていない。	保管簿を作成するよう指導した。
3	文化財課 (三浦梅園資料館)	切手を本立てに収納していた。	手提げ金庫と一緒にキャビネットに収納するよう指導した。
4	社会教育課 (安岐)	切手の使用は共通フォルダヘデータ記入しているだけであった。	改ざん防止のため、紙ベースでも残すよう指導した。
5	上下水道課 水道事業	切手を鍵のかかる場所での保管ができていなかった。	今後は鍵のかかる場所で保管するよう指導した。
6	上下水道課 下水道事業	切手を鍵のかかる場所での保管ができていなかった。	今後は鍵のかかる場所で保管するよう指導した。
7			
8			
9			
10			

国東市長 松 井 督 治 様

国東市病院事業管理者 野 邊 靖 基

令和 7 年度 公金管理内部統制報告書

国東市資金リスクマネジメント条例第11条に基づき、公金について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 実施概要

調査年月日	令和7年12月4日 ~令和7年12月11日		
公金取扱課数	3	公金件数	3

2. 不備事項および是正状況

別紙のとおり

現金等取扱管理公金管理内部統制調査 指摘事項・是正状況一覧表

	所管課	公金名称	不備事項	是正状況
1	医事課	外来・入院支払窓口	特になし	
2	総務経営課	職員預り金及び資金前渡が主	特になし	
3	訪問看護ステーション	対象者宅での集金	特になし	
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

令和8年1月16日

国東市長 松井 督治 様

国東市副市長 小川 浩美

令和7年度 準公金管理内部統制報告書

国東市資金リスクマネジメント条例第11条に基づき、準公金について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 実施概要

調査年月日	令和7年11月20日 ~ 令和7年12月2日		
準公金取扱課数	10	準公金件数	15

2. 不備事項および是正状況

別紙のとおり

準公金管理内部統制調査 指摘事項・是正状況一覧表

	所管課	準公金名称	不備事項	是正状況	備考
1	福祉課福祉・障がい者支援係	社会福祉協議会（香典返）	特になし		社協と香典返しの方法について継続検討している
2	農政課園芸畜産係	国東市畜産クラスター協議会	特になし		補助対象が協議会であるため、歳入歳出外現金編入できない（全国肉用牛振興基金協会に確認）
3	農政課農業振興係	国東市集落営農法人連絡協議会	特になし		今年度中に通帳を協議会の事務局補佐に渡すこと（受託返上）を検討
4	農政課農業振興係	国東市認定農業者の会	令和7年度、総会が実施できていないため、決算報告及び監査ができていない。年度末までに実施予定。		休止を含めた認定農業者の会の在り方を検討している
5	農業再生協議会	国東市農業再生協議会	特になし		
6	林業水産課林業水産係・総合支所	国東市鳥獣被害対策協議会	特になし		
7	林業水産課林業水産係	特定水産物銘柄化推進協議会	特になし		準公金管理方法改善に向けて継続協議
8	財政課財産管理係	大分県都市管財事務協議会負担金	特になし		各市持ち回りで事務局を行う。次回事務局が14年後（予定）となるため、3月末で準公金を廃止し、次の幹事団体に渡す予定
9	観光・地域産業創造課商工観光企画係	国東市土地開発公社	特になし		油留木ゴルフ場の件が解決次第、公社の解散を検討
10	観光・地域産業創造課商工観光企画係	国東半島芸術文化祭2025実行委員会	特になし		令和7年度末までに実行委員会を解散する予定
11	竹田津保育所	用品代・月刊誌	特になし		令和7年度末をもって、保育所の閉所により廃止

	所管課	準公金名称	不備事項	是正状況	備考
12	熊毛保育所	用品代・月刊誌・写真代	特になし		令和7年度末をもって、保育所の閉所により廃止
13	武溪保育所	用品代・月刊誌・写真代	特になし		
14	安岐保育所	用品代・月刊誌・写真代	特になし		
15	農政課園芸畜産係	国東市みかん等訪果害虫防除対策会議（薬剤散布補助金）			R7. 7. 29準公金廃止届により受託返上
廃止	観光・地域産業創造課産業創出係	市雇用促進協議会			R7. 4. 17準公金廃止届により廃止

様式第4号(第8条関係)

令和7年 12月 25日

国東市長 松 井 督 治 様

国東市教育委員会
教育長 岩光 一郎

令和7年度 準公金管理内部統制報告書

国東市資金リスクマネジメント条例第11条に基づき、準公金について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 実施概要

調査年月日	令和7年12月11日、令和7年12月22日		
準公金取扱課数	3	準公金件数	11

2. 不備事項および是正状況

別紙のとおり

(別紙) 準公金管理内部統制調査 指摘事項・是正状況一覧表 (教育委員会)

	所管課	準公金名称	不備事項	是正状況	備考
1	社会教育課社会教育係	国東町文化協会	特になし		会員の高齢化により事務等の実施が厳しいと思われる。現状では受託返上は難しい。
2	社会教育課社会教育係	くにさき少年少女発明クラブ	特になし		歳入歳出外現金編入できない。(上部団体に確認)
3	社会教育課スポーツ振興係	国東市スポーツ協会	特になし		県体出場報償費等を令和5年度から一部一般会計化実施。今後も順次一般会計化へ移行する予定。
4	社会教育課スポーツ振興係	国東市スポーツ協会 国東支部	特になし		支部会計を市スポーツ協会に一本化した。準公金廃止届提出済。
5	社会教育課スポーツ振興係	九州瀬戸内高等学校女子駅伝競走大会 実行委員会	特になし		R8年度まで現実行委員会で事業実施。R9年度以降の実施方法を検討。
6	社会教育課人権教育・部落差別解消推進係	別府地区社会人権教育・部落差別解消教育研究協議会			令和6年度のみ実施事業。(4年に1回国東市が事務局を担う)
7	教育委員会社会教育課 国見	国見文化協会	特になし		R7より受託返上に向け協議を開始した。今年度は事務補助を行う。
8	教育委員会社会教育課 国見	国東市スポーツ協会国見支部	特になし		R7より支部会計を市スポーツ協会に一本化した。準公金廃止届提出済
9	教育委員会社会教育課 武蔵	武蔵町文化協会	特になし		準公金管理方法改善に向けて継続協議。令和6年度より文化協会事務局長が会計を行っている。
10	教育委員会社会教育課 武蔵	国東市スポーツ協会武蔵支部	特になし		R7より支部会計を市スポーツ協会に一本化した。準公金廃止届提出済
11	教育委員会社会教育課 安岐	国東市スポーツ協会安岐支部	特になし		R7より支部会計を市スポーツ協会に一本化した。準公金廃止届提出済
12	安岐中央幼稚園	PTA会費・教材費・おやつ・月刊誌・給食費・写真代	特になし		
廃止	文化財課文化財係	国東半島宇佐地域・六郷満山誘客推進協議会			令和7年4月1日 準公金管理廃止届提出済
般会計化	文化財課文化財係	文化財愛護少年団連絡協議会			令和7年4月1日 準公金管理廃止届提出済

令和7年11月19日

国東市長 松 井 督 治 様

国東市病院事業管理者 野 邊 靖 基

令和7年度 準公金管理内部統制報告書

国東市資金リスクマネジメント条例第11条に基づき、準公金について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 実施概要

調査年月日	令和7年11月17日		
準公金取扱課数	1	準公金件数	1

2. 不備事項および是正状況

別紙のとおり

準公金管理内部統制調査 指摘事項・是正状況一覧表

	所管課	準公金名称	不備事項	是正状況
1	国東市民病院	病院互助会	特になし	-
2	国東市民病院	患者預り金	現金預かりなし	現金預かりなし
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

2025(令和7)年度 現金等出納保管改善実績報告書

1	現金等出納保管における不正・誤りリスク管理	
(1)	目的志向の経営の仕組み	1
(2)	すべてがリスク評価の対象	1
(3)	不正・誤りを罰する事後対応から不正・誤り防止による事前対応へ	1
2	現金等出納保管「業務手続き」会計規定不備の整備と運用	
(1)	公金「現金等取扱管理会計手続き」会計規定の整備と運用	2
(2)	準公金会計規定の整備と運用	3
3	準公金管理方法改善戦略、行動計画及び実績	
(1)	地方公共団体に準公金が発生する理由	5
(2)	準公金管理方法改善戦略	7
(3)	行動計画及び実績	9
(4)	2019年度以降の準公金管理方法改善実績	13
4	国東市公益通報取扱規則(2020年4月施行)周知実績	
(1)	行動計画(総務課)及び実績	14
5	財務管理(業務)システム不正操作防止戦略、行動計画及び実績	
(1)	財務管理(業務)システム不正操作防止戦略	15
(2)	行動計画及び実績	15
参考1	学校徴収金管理方法改善のために	
(1)	文部科学省は教職員働き方改革のための学校徴収金公会計化を求めている	17
(2)	学校徴収金公会計化回避の理由	18
(3)	学校徴収金額の上限設定による教材選択自由を確保した事例	18
(4)	学校長等現場責任者の意見を取り入れる必要性	21

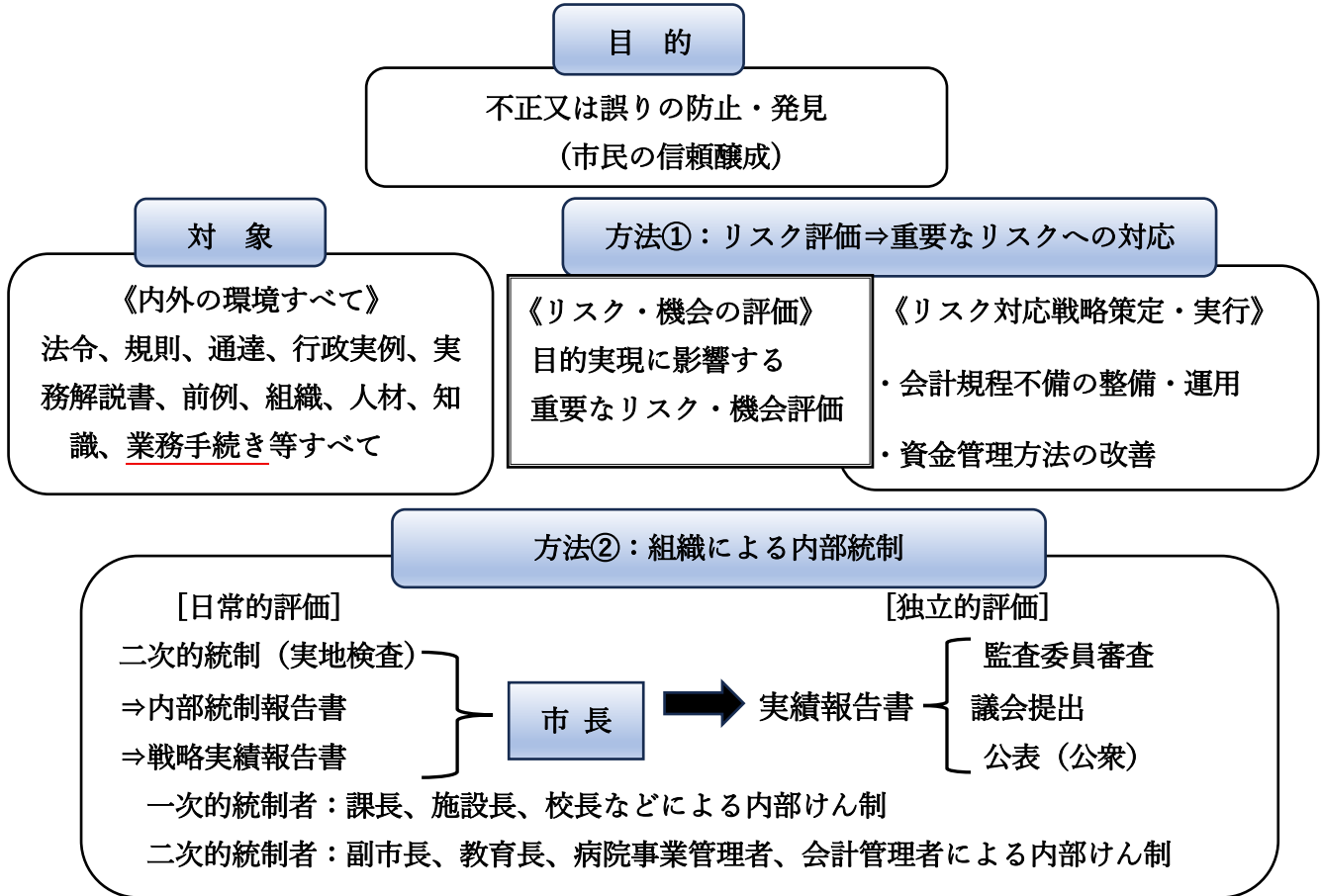
1 現金出納保管における不正・誤りリスク管理

(1) 目的志向の経営の仕組み

- (目的) あるべき姿をみつめ (対象) 組織の内外のすべての環境から
- (方法) 目的の実現に影響する重要なリスクと機会を見出し
リスクと機会に対応するための戦略策定・実行+管理規程の整備
- (内部統制) すべての関係者による内部統制

市長、副市長、教育長、市民病院事業管理者、課長、職員、監査委員、議会、公衆

図表1 現金出納保管の不正・誤りに関するリスクマネジメント



(2) すべてがリスク評価の対象

地方分権改革の核心「法令の自主解釈権獲得」がリスクマネジメントの土台

図表2 総務省「内部統制ガイドライン」と国際規格・国際標準のちがいリスク：評価対象のちがい：



(3) 不正・誤りを罰する事後対応から不正・誤り防止による事前対応へ

参考：[総務省]地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン 2024年3月

[国際規格]ISO31000:2009 リスクマネジメント、[国際標準]COSO (トレッドウェイ運営委員会支援組織委員会)内部統制の統合的フレームワーク、COSO(トレッドウェイ運営委員会支援組織委員会)全社的(ENTER PRIZE)リスクマネジメント～戦略とパフォーマンスの統合

2 現金等出納保管「業務手続き」会計規定不備の整備と運用

(1) 公金「現金等取扱管理手続き」会計規定の整備と運用

① 現金等取扱管理とはなにか

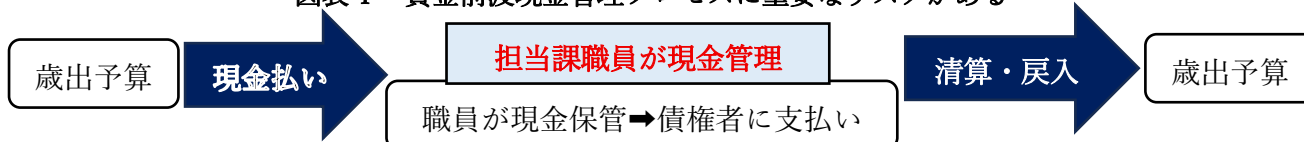
ア) 職員が現金等を直接収納し、指定金融機関又は収納代理金融機関に払い込むまでの業務

図表3 職員の現金取扱い管理プロセスに重要なリスクがある



イ) 職員が現金支払いのため、市から資金前渡された現金を管理する業務

図表4 資金前渡現金管理プロセスに重要なリスクがある



② 現金等取扱管理において、多くの不祥事が発生

ア) 地方自治法「現金取扱い規定」は「職員の現金取扱いプロセス」リスクの対応ができない

1. 地方自治法施行令(指定金融機関等の検査)第168条の4 (概要)

会計管理者が指定金融機関、収納代理金融機関等について、定期及び臨時に公金の収納又は支払の事務及び公金の預金の状況を検査しなければならない。 略

2. 地方自治法施行令(指定金融機関等に対する現金の払込)168条の5 (概要)

会計管理者が現金等を直接収納したときは、速やかに、これを指定金融機関、収納代理金融機関等に払い込まなければならない

3. 地方自治法施行令(資金前渡)第161条 (概要)

普通地方公共団体の職員に現金支払いをさせるため、職員に前渡することができる。

イ) 2013年度、会計課が現金等取扱管理規程を整備し、年1回実地検査を実施

地方自治法のリスク対応不備を補う

ウ) 資金リスクマネジメント条例施行後、市公営企業に現金等取扱い管理リスク対応を拡大

市会計規則及び市公営企業会計規程において、現金等取扱管理規定を整備、実地検査

図表5 公金の現金等取扱管理における不祥事

年度	公共団体	職員	事由
1983	国東町	住民課保健衛生係職員	狂犬病予防接種手数料着服30万円(懲戒免職)
2007	国東市	出張所職員	収納した国民健康保険税着服
2012	国東市	市民病院職員	つり銭保管金亡失11万円
2013	大阪府河内長野市	まちづくり室職員	生活保護資金前渡資金着服(9~11年)3億2,200万円
2018	神奈川県鎌倉市	市民課職員	つり銭保管金亡失 3万円
2019	山梨県大月市	福祉課臨時職員	高齢者バス運賃の着服218万円
2020	沖縄県石垣市	建設部職員	2019年-2020年、市営駐車場精算機から150万円着服。懲戒免職、業務上横領書類送検

出所：報道、地方公共団体ホームページ等

③ 行動計画及び実績

ア) (日常的評価) 現金取扱い管理規定を基に実地検査し、内部統制報告書作成

会計管理者及び病院事業管理者⇒実地検査⇒内部統制報告書作成⇒市長

イ) (独立的評価) 市長は、監査委員審査意見書を付した内部統制報告書を議会に提出し、公表

国東市資金リスクマネジメント条例施行規則(公金の内部統制対象業務) 第4条 抜粋

公金の現金等取扱管理について、次の各号に示す業務を、国東市会計規則、国東市物品管理規則、国東市下水道事業会計規則、国東市水道事業会計規程、国東市工業用水道事業会計規程及び国東市病院事業会計規程において規定する。

- (1)現金収納管理 ア つり銭資金の交付 イ 現金収納金過不足の処理
- (2)収納現金管理 ア 金融機関への速やかな納入 イ 領収書による収入管理
- (3)保管方法
ア 現金等及び帳票の照合 イ 現金等の安全な保管 ウ 収納印及び領収書の管理
- (4) 職員の賠償責任

ウ) 会計管理者及び市民病院事業管理者（総務経営課）による実地検査及び実績

参照：別紙「現金等取扱管理内部統制報告書」

(2)準公金会計規定の整備と運用

①準公金とはなにか

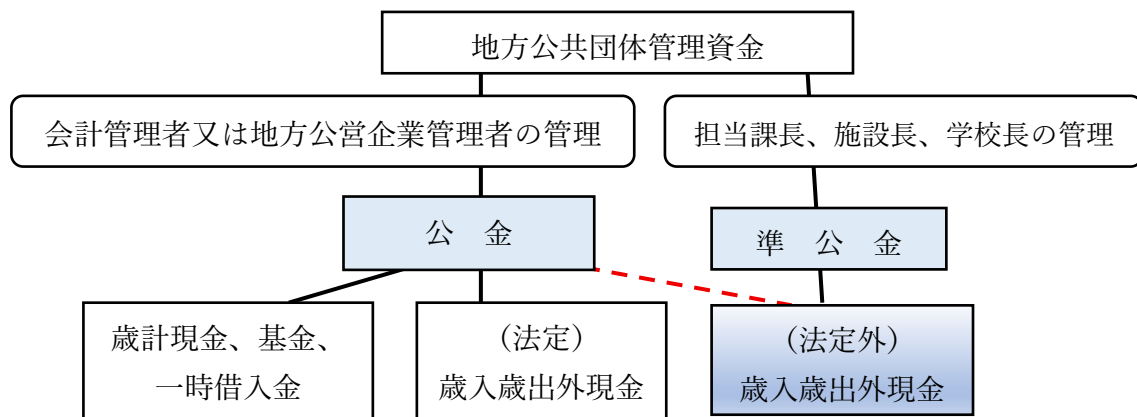
ア) 公金：会計管理者又は地方公営企業管理者が管理する現金

- 1.) 歳計現金（歳入歳出予算に属する現金）、基金、一時借入金
- 2.) 地方自治法、会計規則、会計管理者、監査委員、議会及び財務管理システムによる管理
- 3.) 法定歳入歳出外現金：法令の規定により予算外で保管が認められる預り金
- 4.) 法定外歳入歳出外現金：会計管理者等の判断で保管する法定外の預り金

イ) 準公金：担当課長、施設長又は小中学校長が管理する現金

- 1.) 法定外の歳入歳出外現金：法令の規定により会計管理者等の保管が認められない預り金
- 2.) 地方自治法、会計規則、会計管理者、監査委員、議会及び財務管理システムの統制対象外

図表6 地方公共団体管理資金の体系図



②地方公共団体には多くの準公金(予算に編入されない多くの会計に分かれた)が存在

ア) 準公金の行政監査事例が多数ある

- 1.) 監査指摘内容：会計管理規程の整備、受託返上及び適正な運用をすべきという指摘のみ
- 2.) 財政民主主義（総計予算主義）の観点欠如：準公金管理方法改善（公会計化等）の指摘なし

図表 7 準公金行政監査の事例

	NO	団体	年度	準公金監査の理由	対象	監査の着眼点
行政 管理 資金	1	兵庫県 三木市	2021	不適切な取扱い、チェック機能不備が懸念される。過去に私的流用事例あり。	準公金152件(学校徴収金・職員親睦会を除く)の内20件。	市職員が取り扱う必要性、取扱規程の有無、現金等出納保管、決算、監査、内部統制体制、受託返上の検討
	2	神奈川県 藤沢市	2016	不適切な取扱いとチェック機能不備が懸念される。学校給食会計及び市スポーツ少年団に私的流用が発生。	準公金405件(学校徴収金・職員親睦会を除く)の内106件。	業務記述書の整備、現金等出納保管、証拠書類保管、内部統制体制、改善の方法：受託返上、市からの補助・負担金減額、公金化
	3	福岡市	2015	準公金は財務・経理上の市の会計上のチェックを受けず、団体事務局の運営は内部統制上のリスクが高い。	市が補助金等を交付し、市が事務局を務めている177団体の内39団体。	市職員が取り扱う必要性、取扱い規程の整備、現金等出納保管の状況、内部統制体制
両 方	4	函館市	2012	全国の地方自治体で盗難、紛失の事件が多発しているため、準公金に係る適正な執行及び事件の未然防止。	職員が事務局の団体（職員親睦会除く）、学校は高校・幼稚園PTA、生徒会	取扱い規程の整備、金銭出納帳、収支決裁書、現金等保管、監査等内部統制体制
学 校 徴 収 金	5	静岡市	2017	私費会計の適正な管理が行われるため	小学校14校、中学校9校、幼稚園2園	歳出予算の適正執行、物品の管理、寄附採納手続き、PTA会計等の私費会計に関する事務、学校給食費に関する事務
	6	和歌山県 橋本市	2021	学校徴収金は準公金に位置付けられる。公金に準じた事務が求められるため、管理状況を検証。	市立小学校14校の内2校 市立中学校5校の内1校	集金方法、収支管理簿、伝票等、決算・監査、現金、金庫 (監査意見)取扱い規程の制定、通帳・印鑑の分離、金庫の鍵の管理
	7	滋賀県	2021	学校徴収金の管理状況検証	県立高等学校5校 県立養護学校1校	規程類の周知、正確性、教育員会の学校徴収金の把握、預金、決算監査、規程類による運用

③国東市は準公金管理規程（資金リスクマネジメント条例施行規則第3章）を整備

国東市資金リスクマネジメント条例施行規則（準公金）第3章

第1節 総則(管理対象及び準公金管理方法の改善)

第2節 二次的統制の原則

第3節 出納管理の原則

第9条 連番領収書による収入現金管理 **第10条** その他の領収書による収入現金管理

第11条 収入及び支出 **第12条** 契約及び検査 **第13条** 決算報告

第4節 保管方法の原則

第14条 預貯金口座による保管 **第15条** 現金等と帳票等の照合

第16条 現金等の安全な保管 **第17条** 管理届 **第18条** 証拠書類の保存

第5節 保管現金の亡失又は損壊等に対する法的措置

第6節 特例措置

④行動計画及び実績

ア)(日常的評価) 準公金会計規程を基に実地検査し、内部統制報告書を作成

二次的統制者（副市長、教育長、市民病院事業管理者）⇒実地検査⇒内部統制報告書作成

イ)課題：学校徴収金は2020年度から準公金会計規程の適用対象外

1.)国東市立学校徴収金等取扱規程(平成18年3月31日教育委員会訓令第9号)

第7条 校長は、学校徴収金の全般について掌握し、透明で適切な会計が執行されるよう

関係教職員に対して必要な指導及び監督を行うものとする。

2.)学校の内部けん制に対する「二次的統制」の欠如、監査委員・議会の独立的統制の欠如

3.)2026年度から準公金会計規程の適用を検討中

国東市資金リスクマネジメント条例施行規則(特例) 第20条

- 1 所属長は、特別な事情により、本規則の手続により難しい準公金を管理しているときは、準公金管理二次的統制者の承認により、別に定める方法により行うことができる。
- 2 準公金管理二次的統制者は、市長に対し、前項の内容を文書で報告しなければならない

図表8 準公金管理規定を適用しなかった場合と適用した場合の内部統制のちがい

内部統制項目	学校徴収金取扱規程	条例施行規則（準公金）
一時的統制者	校長	校長
複数職員による内部統制	取扱者（教員又は教頭）の指導を校長が行う	所属長が複数職員による内部統制を行う責任
二次的統制者	ない	教育長
実地検査	ない	教育長が命じる者
内部統制報告書	ない	作成し市長に提出
監査	保護者代表者（決算）	監査委員（内部統制報告審査）
独立的評価	ない	監査委員、議会、公衆（公表）
その他	帳簿、通帳、関係書類の整備、5年保存	帳簿、通帳、関係書類の整備、5年保存

ウ)(独立的評価)市長は、監査委員審査意見書を付した内部統制報告書を議会に提出し、公表
 エ)副市長-総務課、教育長-教育総務課及び病院事業管理者-総務経営課による実地検査及び実績別紙「準公金管理内部統制報告書」

3 準公金管理方法改善戦略、行動計画及び実績

(1)地方公共団体に準公金が発生する理由

①財政民主主義：予算による財政の統制→代議制民主主義→国民による行政の統制

地方自治法で財政民主主義（予算原則）が定められているのに関わらず、準公金が広範に存在

財政民主主義を支える予算原則

【総計予算主義の原則】すべての収入支出は予算編入しなければならない

被支配者が予算を通じて、財政をコントロールしようとするれば、すべての収入支出が隠されることなく、予算に編入されなければ意味がない。

【予算統一性の原則】収入と支出が計上される予算は一つでなければならない

1787年英国統一国庫基金法：特定収入と特定支出を結び付けた基金（益戸：特別会計 FUND）の寄せ集めとなっていたため、基金（特別会計 FUND）を一つの予算に統合することで、議会が予算によって財政を包括的に統合することに成功した。

現代日本の弾力化：一般会計と区分して経理する必要がある場合に法律又は条令をもって特別会計を設置することができる。 出所：『財政学 第3版』（有斐閣、神野直彦）

【憲法第7章（財政民主主義）】国の財政処理、租税及び予算は国会の議決に基づく

②1つ目の理由：総務省が預り金（歳入歳出外現金）の実態を把握していない

ア)自治体が公益性の観点から預からざるを得ない現金が多い

イ) 総務省令が会計管理者に保管を認める預り金が3つしかない

ウ) 会計管理者が総務省令に指定がないため保管しない預り金を、担当課が私金（準公金）として預かることになる

<個別法令が認める歳入歳出外現金>

地方自治法 契約保証金、入札保証金、債権担保金
 所得税法 源泉所得税 遺失物法 取得物 児童福祉法
 一時保護児童拾得物 公営住宅法 敷金 地方
 公務員共済組合法 共済掛金 など

<総務省令が認める歳入歳出外現金>

地方自治法施行規則第 12 条の 5
 債権者の債務者代位受領金、災害見舞金、公立大学・公立高等専門学校における奨学寄附金

③ 2つ目の理由：(国)会計法と異なる地方自治法の歳入歳出外現金の独自規定

ア) 自治法「歳入歳出外現金規定」を基にした「総計予算主義」の誤った解釈が準公金発生理由

イ) 地方公共団体の所有する現金でなければ予算編入できないという解釈が浸透

- 1.) 市財源負担協議会予算 → 市所有現金でない（私会計） → 予算編入できない → 担当課管理
 市スポーツ協会、市交通安全推進協議会、市人権同和教育推進協議会など
- 2.) 教材・修学旅行費等は児童生徒に直接還元する私費として保護者負担金と共に学校長管理
 児童生徒に還元する経費及び保護者負担金：教材費等/学校徴収金、給食食材費/保護者負担金

図表 9 歳入歳出外現金要件「地方公共団体所有に属しない現金」による総計予算主義の誤った解釈

歳入歳出外現金の規定	要件の違い	総計予算主義の規定	実務書の解説	総計予算主義の解釈
(国)会計法第 33 条 各省各庁の長は、債権の担保として徴するもののほか、 a) 法律又は政令の規定によるのでなければ、 b) 公有若しくは私有の現金又は有価証券を保管することができない。	b) 公有若しくは私有の現金又は有価証券	財政法第 14 条 歳入歳出はこれをすべて予算に編入しなければならない		(国) 国の収入支出は <u>公有・私有を問わず、すべて</u> 予算に編入しなければならない。
地方自治法第 235 条の 4 2 債権の担保として徴するもののほか、 b) 普通地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は、 a) 法律又は政令の規定によるのでなければ、これを保管することができない。	b) 普通地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券	地方自治法第 210 条 すべての収入支出は歳入歳出に編入しなければならない		『新版 逐条地方自治法第 9 次改訂版』(学陽書房、松本英昭) <u>歳計現金には当該普通地方公共団体の所有に属さない現金はなく、必ず所有に属する</u>

日本銀行国庫金取扱規程「歳入歳出外現金」

(公有) 国税徴収整理金、預託金(資金前渡官吏保管金)、公有保管金、財政融資資金、決算剰余金

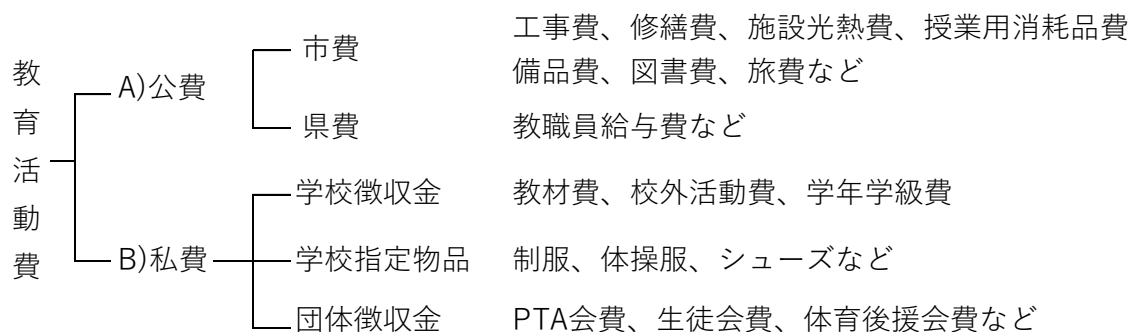
(私有) 預託金、保管金

④ 財政民主主義の観点から予算原則を解釈しなければならない

ア) 地方自治体の事業である場合：総計予算主義を適用する（すべての収入支出は予算に編入）

イ) 預り金の場合：公益性の観点から、管理能力がない主体の現金は歳入歳出外現金で保管

図表 10 国東市立学校の公費および私費の分類



出所：国東市教育委員会『学校徴収金マニュアル』2017年1月

④準公金は地方公共団体の内部統制が働かないため、重大な不正・誤りリスクがある

ア)内部統制：地方自治法、会計規則、会計管理者等、監査委員、議会、財務管理システム

イ)資金管理に関わる不祥事の多くは準公金にある

図表 11 準公金の不正・誤り

	年度	公共団体	職員	事由
行政管理資金	2006	大分県中津市	教育委員会職員	福澤記念館入場料着服（7年間）2450万円
	2015	神奈川県藤沢市	スポーツ推進課職員	スポーツ少年団登録料等着服（3年間）207万円
	2018	大分県中津市	教育委員会職員	統合スポーツクラブ及び放課後子ども教室運営費着服（2010～15年）1300万円
	2018	日田玖珠消防組合	消防局職員	危険物安全協会費35万円着服、懲戒免職
	2019	大分県由布市	地域振興課職員	JRアートホール運営費着服 90万円
	2019	山梨県大月市	福祉課臨時職員	日本赤十字会費着服451万円
	2020	沖縄県石垣市	市民保健部職員	2019-2020年、首里城再建義援金770万円を着服。懲戒免職
	2021	大分県九重町	建設課職員	玖珠郡水道協会2020-2021年116万円用途不明、自己口座入金
	2023	日田玖珠消防組合	消防署消防士長	管理を任された保険金口座から190万円着服
	2023	茨城県築西市	社会福祉課主任	2019/4-2023/2「市関城地区ごみ減量会議」口座から337万円着服等
	2024	茨城県坂東市	農業政策課職員	2021～2023年度、農業用プラスチック協議会口座から20,108千円着服
	2024	福岡県玄海町	教育委員会主査	玄海スポーツ協会の口座から150万円余着服。懲戒免職
	2025	沖縄県南風原町	教育委員会職員	町体育協会の口座から975万円着服。
学校管理資金	2001	大分県国東町	給食センター職員	給食食材費着服1500万円
	2008	東京都板橋区	中学校事務職員	教材費、修学旅行費着服 2200万円
	2008	埼玉県 川越市	中学校教諭	副教材・修学旅行積立金825万円着服
	2013	東京都練馬区	小学校事務職員・教諭	事務員：給食（保護者負担金）着服1082万円、教諭：教材費亡失54万円
	2015	静岡県	中学校事務職員	学年費・積立金未納徴収金着服298万円（領収書・督促状破棄）
	2016	神奈川県藤沢市	学校給食課職員	学校給食会計7,470万円着服
	2018	栃木高見沢町	小学校教諭	教材費、修学旅行費着服 271万円
	2019	五所川原市	小中学校事務職員	小学校：PTA会費等74万円着服、中学校：学校徴収金535万円着服
	2020	沖縄県石垣市	小学校事務職員	2018-20年、学校給食費徴収金約246万円着服、懲戒免職
	2021	埼玉県	県立高校事務職員	学年積立金、生徒会費、給食費550万円着服
	2021	愛知県	県立高校事務長	PTA会計等着服2017-2020年1688万円着服
	2023	千葉県君津市	中学校事務職員	2017-2023年、教材費・旅行積立金1,289万余円着服。懲戒免職
	2024	熊本市	小学校事務職員	学校徴収金口座から4080円着服。懲戒免職
	2025	千葉県市川市	小学校教頭	学校徴収金口座から教材費、修学旅行積立金1330万円着服。懲戒免職
2025	島根県浜田市	事務職員	給食費、教材費未収金188万円を立替え、業者支払い遅延、校長と共に処分	
2025	神奈川県平塚市	中学校教諭	金庫および同僚職員机から教材費等43万円着服。校長等減給10% 3月	

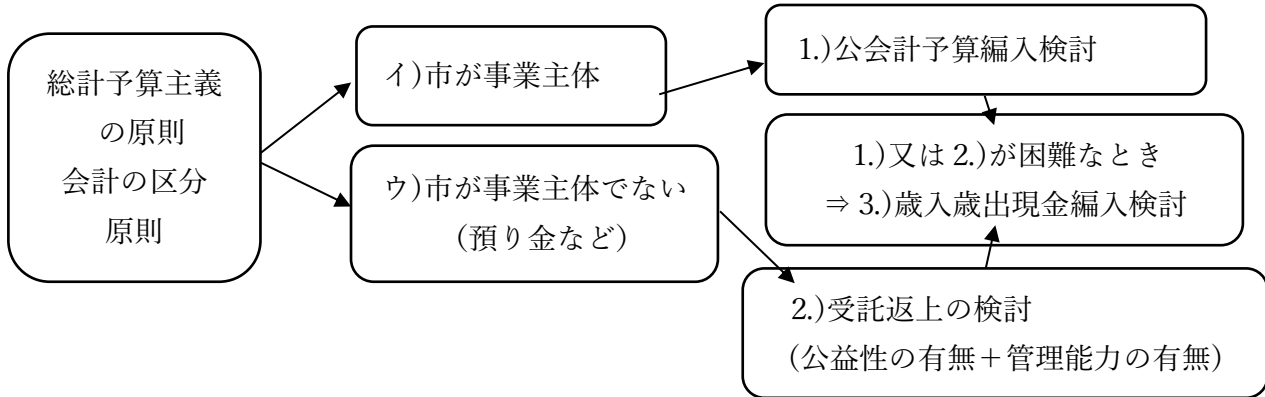
出所：自治体ホームページ、報道

(2)準公金管理方法改善戦略

①市が事業主体か否かによる準公金管理方法の見直し～基本原則

- ア)市事業主体である場合： 1.)判断基準：市が主要財源を負担かつ事務局等として予算執行
 2.)公会計予算編入検討が困難な場合⇒歳入歳出外現金編入を検討
- イ)市が事業主体でない場合： 1.)受託返上する基準：公益性がない又は管理能力がある
 2.)受託返上が困難な場合⇒歳入歳出外現金編入を検討
- ウ)歳入歳出外現金編入が困難な場合⇒準公金管理規程による管理

図表 12 市が事業主体か否かによる準公金管理方法改善原則

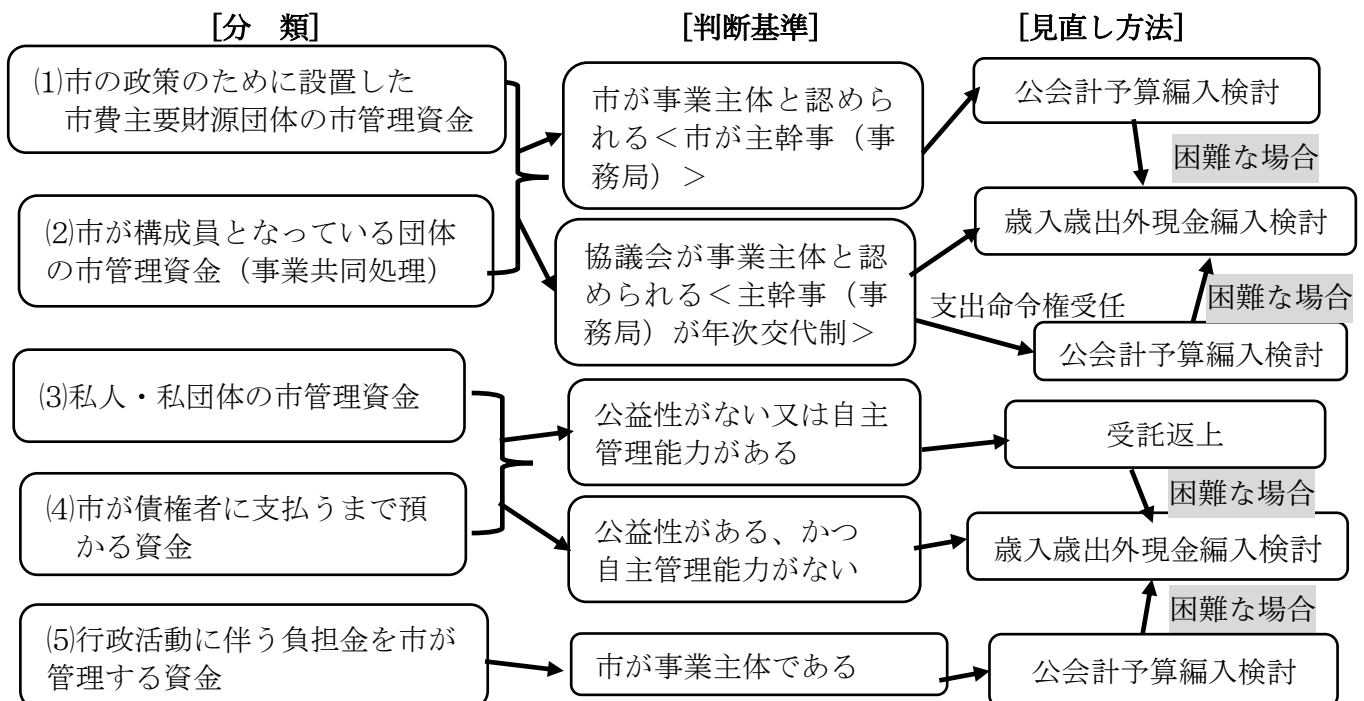


地方自治法（総計予算主義の原則）第 210 条 すべての収入支出は歳入歳出（予算）に編入しなければならない

地方自治法（会計の区分原則）第 209 条

2 特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業を行なう場合その他特定の歳入をもつて特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができる。

図表 13 準公金分類に応じた管理方法改善原則



国東市資金リスクマネジメント条例施行規則(管理対象及び準公金管理方法の改善)

第 5 条 市及び地方公営企業(以下「市等」という。)は、次の各号の分類に応じて、市等の事業と認められる場合は公会計予算編入を認められない場合は受託返上を検討し、さらに歳入歳出外現金編入の検討を行った上で、やむを得ないと認められる場合に限り準公金として管理することができる。

(1)市等が政策的事業を行うために市費を主要な財源とする団体を設置し事務局として資金管理するとき。

- (2)市等が構成員となっている団体を事務局として資金管理するとき。
- (3)市等が私人又は団体に属する現金等を公益性の観点から管理するとき。
- (4)市等が公益性が認められるため、私人又は団体から預かった現金を債権者に支払うまで一時的に保管するとき。
- (5)市等が人又は団体から行政活動に伴う負担金を徴収し、債権者に支払うまで管理するとき。

②公会計予算に編入したときの、協議会等の性格

- ア)国東市予算として協議会等事業の収入支出管理 協議会予算⇒国東市予算
- イ)協議会の性格及び役割 関係住民又は関係団体参加による、当事業施策を協議する組織

国東市資金リスクマネジメント条例施行規則(管理対象及び準公金管理方法の改善)

第5条 2前項において、公会計予算編入を行った団体を、関係する住民及び団体参加による市施策又は共同事業の協議機関として存続できるものとする。

③協議会現金を「歳入歳出外現金」に編入したときの市と協議会の役割

- ア)国東市：預り金として管理

公金として現金出納保管、預り金のため市支出基準の対象外

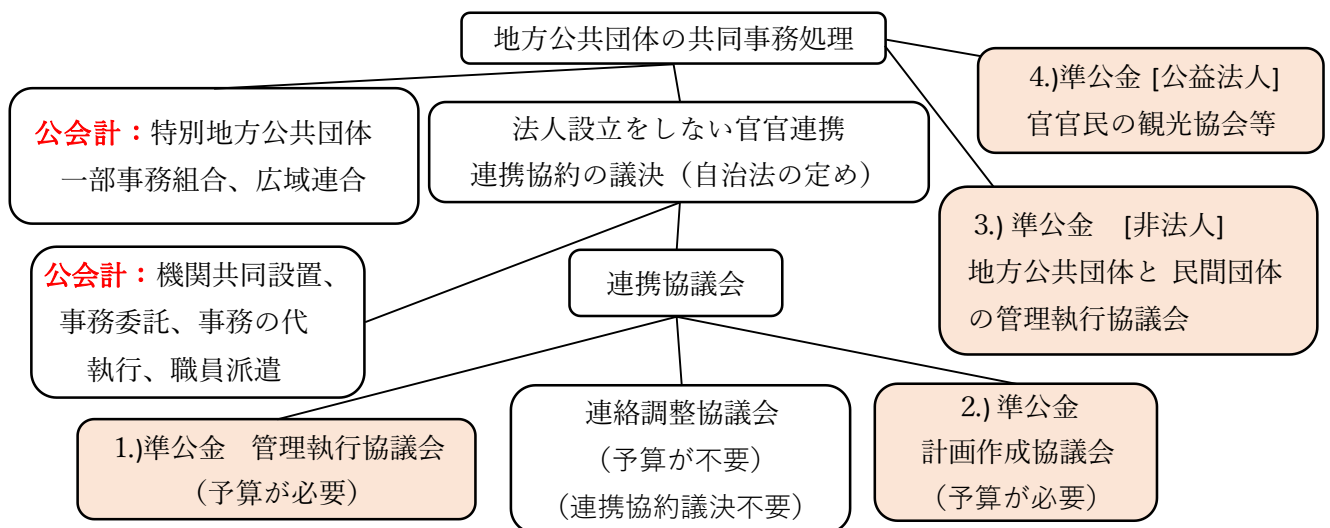
- イ)協議会の性格及び役割

予算編成権、協議会執行基準による予算執行、協議会が決算、協議会役員による監査

- ウ)共同事務処理における準公金 市が幹事・事務局を務める4つのパターン (背景：色付け)

- 1.)共同事務処理に関する準公金は1.)～4.)の4パターンがある
- 2.)事務局が年次交代制の場合は、構成団体から支出命令権委任が必要のため現時点は保留
- 3.)事務局が国東市固定の場合は、公会計予算編入を行なってきた

図表 14 地方公共団体の共同事務処理の構造



出所：地方自治法第11章第3節「普通地方公共団体相互間の協力」

(3)行動計画及び実績

- ①総務省令「歳入歳出外現金の保管制限」を包括的制限に改善するように働きかける (会計課)

- ア)総務省令「地方自治法施行規則(歳入歳出外現金)第12条の5」が3つしかない課題

- 1.)個別の法律が指定する予算外保管現金
契約保証金及び源泉所得税など地方公共団体が保管する必要がある現金
- 2.)総務省令「地方自治法施行規則第12条の5」が指定する予算外保管現金は3つのみ
債権者の債務者代位受領現金、災害見舞金、公立高専・大学に対する寄付金

- 3.) 地方公共団体は住民に身近な公共サービスを担う使命がある
 会計管理者が法定外「歳入歳出外現金」として保管しない場合、担当課が公益性の観点から管理せざるを得ない

図表 15 法定の「歳入歳出外現金(預り金)」

地方自治法第 235 条の 4②2 債権の担保として徴するもののほか、普通地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は法律又は政令の規定によるのでなければこれを保管することができない。

地方自治法 契約保証金、入札保証金、債権担保金、債権者として債務者代位受領金 所得税法 源泉所得税 遺失物法 拾得物 児童福祉法 一時保護児童所持物品 公営住宅法 敷金等

地方自治法施行規則第 12 条の 5 債権者の債務者代位受領現金・有価証券、公立大学等奨学寄附金、災害見舞金

②2023 年度の取り組み実績

ア) 地方分権改革による提案制度（内閣府）により、国東市から総務省令改正案を提出

図表 16 方自治法施行令第 168 条の 7 第 1 項改正案

改正案	改正前
地方自治法施行令第 168 条の 7 第 1 項に規定する現金又は有価証券で総務省令で定めるものは、次のとおりとする。 一 普通地方公共団体が債権者として債務者に属する権利を代位して行うことにより受領すべき現金又は有価証券 二 普通地方公共団体が公益性の観点から保管すべき現金及び有価証券。ただし、運営主体が管理能力を有する場合は除く	地方自治法施行令第 168 条の 7 第 1 項に規定する現金又は有価証券で総務省令で定めるものは、次のとおりとする。 一 普通地方公共団体が債権者として債務者に属する権利を代位して行うことにより受領すべき現金又は有価証券 二 災害により被害を受けた者に対する見舞金に係る現金又は有価証券 三 公立学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学及び高等専門学校に限る。）における奨学を目的とする寄附金を原資として交付された現金又は有価証券

イ) 大分県市町村振興局から政策企画課へ指示

- 1.) 青い羽根募金など 1、2 の事例を歳入歳出外現金保管できるものとする提案をすること
- 2.) 包括的指定は地方公共団体に責任を負わせるため認められない

ウ) 国東市は提案を辞退

③今後の取り組み及び実績

ア) 2024 年度以降の計画

財務管理専門委員が論文などを通じて、総務省に対して、地方自治法施行規則第 12 条の 5（歳入歳出外現金）を包括的指定に改正する必要性を説明する

イ) 実績

『地方財務 2024 年 9 月号』（ぎょうせい）に財務管理専門委員は「国東市の実践にみる資金管理不正防止に関するリスクマネジメント」及び、『地方財務 2024 年 12 月号』『地方公共団体における準公金発生要因についての考察』を執筆した。

④地方分権改革による提案制度（内閣府）による提案協議(政策企画課、総務課、会計課)

ア) 2023 年度の取り組み

農政課及び林業水産課から補助事業の枠組みを聴取

図表 17 国（又は国基金）の補助事業の枠組みが準公金管理を条件としている事業

	担当課	準公金事業名	分類	備考
1	農政課	経営所得安定対策等推進事業	1	市：事業主体、協議会：予算執行主体
2	農政課	畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業	1	市：事務局、協議会：事業主体
3	林業水産課	鳥獣被害防止総合対策交付金事業	1	市：事務局、協議会：事業主体

イ)2024 年度以降の計画

政策企画課を通じて、内閣府に提案

地方分権改革による提案「公金として管理するための補助金要綱の見直し」

ウ)実績

国及び県に財政民主主義及び予算原則と関連して、準公金が理解されていない状況では、農林水産省まで提案が届かず、届いても建設的な議論ができる可能性が低いと考えられる。

そのため、取り組みは行わなかった。財務管理専門委員が書籍等で啓発する。

③調整課（総務課、財政課、会計課）による、準公金担当課と管理方法改善協議

ア) 2(1)①「図表 10 市が事業主体か否かによる準公金改管理方法改善原則」及び「図表 11 準公金分類に応じた管理方法改善原則」により、担当課と協議した。

イ) 改善実績（行政関係準公金）

図表 18 のとおり、担当課と協議を行い改善を図った。

図表 18 2025 年度 行政関係準公金管理方法改善実績

NO	担当課	準公金	分類	検討結果	検討経過
1	農政課	市集落営農法人連絡協議会	3	受託返上を継続協議	自主管理能力があるため、2025 年度中に通帳を協議会に渡し、2 年後の役員改選時に受託返上を検討
2	農政課	市認定農業者の会	3	休止、廃止含め継続協議	認定農業者の会のあり方を休止、廃止、受託返上を検討
3	農政課	市ミカン等訪果害虫防除対策協議会（薬剤）	3	農協に受託返上	農協がミカン等訪果害虫防除対策事業のすべてのプロセスに関与しているため農協事業と認められる。
4	林業水産課	特定水産物銘柄化推進協議会	2	歳入歳出外現金編入を継続して検討	国東市及び漁協 4 支店の共同事業（市固定事務局）。4 支店の銘柄化事業が異なり一般会計編入が困難なため、歳入歳出外現金編入を検討
5	教育委員会 国見分室	国見町文化協会	3	受託返上	2025 年度までは準公金管理。 2026 年度受託返上予定
6	教育委員会 武蔵分室	武蔵町文化協会	3	受託返上を継続協議	通帳は協会に渡しているが、出納処理武蔵分室が行っている。
7	社会教育課	国東町文化協会	3	継続協議	受託返上又は歳入歳出外現金編入は現時点では困難
8	社会教育課	くにさき少年少女発明クラブ	1	公金管理に向けて継続協議	市事業である。全国発明協会要綱の私会計通帳管理規定の適用免除及び資金前渡資金による材料費支出という課題が解決できれば公金として管理できる。
9	社会教育課	市スポーツ協会	1	一般会計予	スポーツ協会に 4 支部を統合する。

				算編入に向けて取り組む	2027年度当初予算要求に間に合うよう理事会及び総会を開催し、協議する。
10	社会教育課	九州瀬戸内高等学校女子駅伝競走大会 実行委員会	1	2027年度以降の実施方法を検討中	2026年度まで現実行委員会で事業実施。2027年度以降は民間競技団体と協議し、別の管理形態の運営を検討

ウ)改善実績（学校関係準公金）

1.)学校関係準公金は教職員働き方改革と準公金管理方法改善を一体のものとして取り組む
2.)行政（教育委員会）だけでなく学校現場の意見が反映する取り組みが必要である
3.)参照：参考1 準公金（学校徴収金）管理方法改善のために

図表 19 2025年度 学校関係準公金管理方法改善実績

NO	担当課	準公金	分類	検討結果	検討経過
1	学校徴収金システム化検討委員会	学級費、教材費、校外活動費等学校徴収金	1	2026年度からテトルアプリを使い、保護者口座から学校長口座に引落しを行う。保護者が手数料165円負担。	2025年7月～12月3回開催：(構成)教育長、校長会、教頭会、教員、事務職員、学校支援センター、学校教育課、教育総務課
2	教育総務課	遠距離通学補助金 ・自転車通学補助金 ・バス通学補助金 ・通学ヘルメット補助金	1	一般会計による会計処理	自転車通学補助金、バス通学補助金及び通学ヘルメット補助金を学校長を経由せずに、保護者口座又はバス会社口座に歳出予算から振込する。遠距離通学補助金条例・施行規則を改正
3	教育総務課、学校教育課、小中学校	国東地区学校保健会	2	継続協議	職員の任意の勉強会のため、教頭が業務として行っているのではないから準公金でないという教育委員会などの意見。当保健会は「国—九州—県—市町村」の各レベルの組織である。教頭が任意でなく業務として事務局を務めている会計、すなわち準公金である合意が得られたら再協議する。
4	教育総務課又は学校教育課	児童手当特別徴収制度活用による未収金対応	1	右記のとおり	・口座引落できない場合、児童手当特別徴収制度活用 ・就学援助費対象者は年度初めに必要な金額を学校に支払う

5	小中学校	公衆電話代	4	継続協議	取り組みはなかった
6	小中学校	ボランティア 社会福祉協議 会交付金	1	継続協議	取り組みはなかった

エ) 協議保留準公金

1	社会福祉協議会（香典返し）
2	竹田津・熊毛・武溪・安岐保育所（用品、月刊誌）
3	安岐中央幼稚園（PTA 会費、おやつ、教材費、月刊誌等）
4	土地開発公社（油留木ゴルフ場の処理ができ次第、解散する）
5	各種地方公共団体連携協議会（事務局交代制）
6	国（又は国基金）の補助事業の枠組みが準公金管理を条件としている事業

(4)2019 年度以降の準公金管理方法改善実績

図表 20 2019 年度以降 準公金管理方法改善実績

- ①公会計予算編入 27 件 ②歳入歳出外現金編入 19 件
 ③受託返上 15 件 ④廃止 8 件 計 69 件

分類 1	市が政策のため設置した市費主要財源団体の市管理資金
分類 2	市が構成員である団体の市管理資金
分類 3	市が公益性のため、私人・私団体から預かり管理する資金
分類 4	市が公益性のため、債権者に支払うまで預かる資金
分類 5	市が行政活動受益者負担金を徴収し管理する資金

NC	改善年	改善内容	分類	準公金
1	2019	公会計予算編入	1	市みかん等訪果害虫防除対策会議（伐採分）
2	2019	公会計予算編入	1	国東市就農ガイドセンター
3	2019	公会計予算編入	2	道の駅関連施設連絡協議会
4	2019	公会計予算編入	2	くにさき地区結核対策検討委員会
5	2020	公会計予算編入	5	国東市学校給食共同調理場運営委員会
6	2020	公会計予算編入	1	くにさき婚活応援団
7	2020	公会計予算編入	1	国東市人権・同和教育啓発推進協議会
8	2020	公会計予算編入	1	国東市ボランティア協議会
9	2020	公会計予算編入	4	国東市区長会＊自治会活動保険料
10	2020	公会計予算編入	5	学校給食費保護者徴収金（幼小中学校）
11	2021	公会計予算編入	1	国東市協育ネットワーク協議会
12	2021	公会計予算編入	1	国東市青少年健全育成市民会議
13	2021	公会計予算編入	1	国東市青少年健全育成市民会議国見支部
14	2021	公会計予算編入	1	国東市青少年健全育成市民会議国東支部
15	2021	公会計予算編入	1	国東市青少年健全育成市民会議武蔵支部
16	2021	公会計予算編入	1	国東市青少年健全育成市民会議安岐支部
17	2021	公会計予算編入	1	国東市スポーツ協会管理資金の内、水泳・陸上教室費等
18	2021	公会計予算編入	1	弥生のムラインストラクター協議会
19	2021	公会計予算編入	2	国東市交通安全推進協議会
20	2022	公会計予算編入	1	東国東地域保健委員会
21	2022	公会計予算編入	1	国東市スポーツ協会管理資金の内、県体出場助成金等
22	2022	公会計予算編入	1	くにさき地区人権同和教育協議会
23	2023	公会計予算編入	1	国東市民病院 若葉の会
24	2024	公会計予算編入	1	国東市子ども会育成連合協議会
25	2024	公会計予算編入	1	国東市防災士連絡協議会
26	2024	公会計予算編入	1	国東市文化財愛護少年団連絡協議会
27	2025	公会計予算編入	1	遠距離通学補助金

NC	改善年	改善内容	分類	準公金
28	2019	歳入歳出外現金編入	4	緑の羽根募金
29	2019	歳入歳出外現金編入	4	日本赤十字社 日赤通帳（国東市地区分）
30	2019	歳入歳出外現金編入	4	日本赤十字社（日赤会費）
31	2019	歳入歳出外現金編入	4	日本赤十字社（義援金・救援金）
32	2020	歳入歳出外現金編入	4	青い羽根募金
33	2020	歳入歳出外現金編入	4	複十字シール募金
34	2020	歳入歳出外現金編入	4	薬物乱用根絶「ダメ。絶対」運動国連支援募金
35	2020	歳入歳出外現金編入	4	公益財団法人 交通遺児育英会募金
36	2020	歳入歳出外現金編入	4	全国市議会議員災害義援金
37	2020	歳入歳出外現金編入	4	全国市議会会会互助会費
38	2020	歳入歳出外現金編入	4	社会福祉協議会（赤い羽根資材募金）
39	2022	歳入歳出外現金編入	1.3	消防職員互助会
40	2022	歳入歳出外現金編入	3	消防団互助会
41	2022	歳入歳出外現金編入	4	議員互助会他資金
42	2022	歳入歳出外現金編入	4	市長・管理職の社会福祉協議会費
43	2022	歳入歳出外現金編入	4	農業新聞預り金
44	2023	歳入歳出外現金編入	3	議員ソフトボール会計
45	2024	歳入歳出外現金編入	2	国東地区危険物安全協会
46	2024	歳入歳出外現金編入	2	国東地区危険物安全協会(70周年行事)
47	2019	受託返上	3	国東市農漁村女性集団連絡協議会
48	2019	受託返上	3	国東町農漁村女性集団連絡協議会
49	2019	受託返上	4	議会会派積立金、議員積立金
50	2019	受託返上	4	消火器代金：住民預かり
51	2020	受託返上	3	武蔵町区長会会計
52	2020	受託返上	3	女性消防団 預り金
53	2020	受託返上	4	愛育班交流事業：県からの預り金
54	2020	受託返上	4	安岐町体育指導委員会 報償費預り廃止直接払
55	2023	受託返上	1	ナイターソフトボール大会国見地区予選残金（廃止）
56	2023	受託返上	4	国民政治協会費
57	2023	受託返上	3	安岐町区長会
58	2024	受託返上	3	国東町区長会
59	2025	受託返上	4	社会福祉協議会・国東町行政区一括納付募金（赤い羽根、歳末助け合い）
60	2025	受託返上	3	市みかん等訪果害虫防除対策会議（薬剤分）
61	2025	受託返上	3	国見町文化協会(2026年度から)
62	2024	廃止	3	国東町農作業受委託部会
63	2024	廃止	3	国東市ソフトボール連盟安岐支部
64	2024	廃止	1	国東市雇用促進協議会貸室事業
65	2024	廃止	2	国東半島 宇佐地域・六郷満山誘客推進協議会
66	2025	廃止	1	国東市スポーツ協会国見支部（2025年度から市スポーツ協会に統合）
67	2025	廃止	1	国東市スポーツ協会国東支部（2026年度から市スポーツ協会に統合）
68	2025	廃止	1	国東市スポーツ協会武蔵支部（2027年度から市スポーツ協会に統合）
69	2025	廃止	1	国東市スポーツ協会安岐支部（2028年度から市スポーツ協会に統合）

4 国東市公益通報取扱規則(2020年4月施行)の周知実績

(1)行動計画(総務課)及び実績

ア)市職員及びその他関係者に対して、内部相談員又は外部相談員に対して、実名又は匿名で公益通報できることなど公益通報制度の趣旨を周知する。

国東市資金リスクマネジメント条例(情報の伝達及び報告)第8条

3 市長等は、内部通報者の保護を考慮した公益通報制度の整備を行わなければならない。

イ)実績

国東市内部通報制度を職員(含む市民病院)に令和8年1月8日に通知した。

内部通報先(総務課)及び外部通報先(弁護士)があること、公益通報者が不利益な取り扱い

をされず、通報者の秘密が保護されること、及び通報手続きを周知した。

5 財務管理（業務）システム不正操作防止戦略、行動計画及び実績

(1)財務管理（業務）システム不正操作防止戦略

①財務（業務）システム不正操作による不祥事が発生している

図表 21 財務（業務管理）システム不正操作による不祥事

年度	公共団体	職員	事由
2022	愛知県猶場町	建設課職員	自己居住の公営住宅家賃2年分127万6千円を納付したようにシステム不正操作（懲戒免職）
2022	福島県会津若松市	障がい者支援課職員	2019-2021年児童扶養手当等176,999,760円着服。振込先データを自己口座に変更（告訴）
2022	国土交通省 関東運輸局	給与事務担当者	2021-2022年、自分の給与を1475万円余り水増し振込（懲戒免職）
2022	愛知県尾張旭市	会計課職員	公金振込先を自己口座に変更。2022/4-12月：59百万円横領（懲戒免職、逮捕）
2024	宮崎県門川町	小学校事務職員主事	2021-2023年度、教員の給与から積立金を水増しして、その差額405万円着服、懲戒免職

出所：報道及び公共団体ホームページ

②戦略：不正操作防止のための管理方法を調査・考案し、適用

(2)行動計画及び実績

①2023 年度の行動実績

ア)政策企画課デジタル化推進係と会計課とによる協議

福島県市会津若松市の福祉給付に係る不正リスク対応を公表資料により調査・検討

イ)国東市において、会津若松市に先駆けて、すでに行っていること

デジタル化推進係によるテスト環境における利用制限（利用申請で、その期間とその目的でしか使えないようにしている）によって、利用者の統制

⇒担当課の振込データ改ざんによる不正振込の防止

②2024 年度～2026 年度行動計画及び実績

ア)異常な金額、同一口座及び同一名義への振込などの振込データを検出できるようにする方法などを調査する。

イ)2024 年度実績

振込データを内部けん制する工程を新たに設けるためには、担当課等で職員を増やす必要があり、人的コストが相当かかることになる。その人的コストを最少化するため、職員が異常なデータとして検出されたもののみをチェックできるようにする必要がある。

そのためには、エクセル又は RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）等で異常な振込データを検出できるような内製システムを会計課が政策企画課広報・DX 推進係と協力して構築しなければならない。ただし、すべての振込データを対象に異常値を検索するシステムを整備することは困難である。リスクの大きさとシステム整備による効果を勘案して、どの支出データを対象にするかを選択する必要がある。このシステムを整備するためには、支出項目ごとに異常な金額等がどれくらい以上であるかの検出基準を設定しなければならないが、2025 年度以降の課題として取り組んでいきたい。

ウ)2025 年度実績

RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）又は生成 AI を用いて、次の事項につ

いて、政策企画課が内製システムを構築できないか協議した。起案者データが振込先口座データと同一名義であるかについての照合、および決裁データと振込データが同一のデータであるかについての照合であるが、国東市の支出データの様式が定形化されていないため、照合するシステムを作ることが困難であることが判明した。

したがって、会計課がFBで振込できる基準を作成すること、およびリスクが大きいと認められる支出費目データを複数年に1回等、異常な支払額がないか検索をかけて照合を行うことにした。

参考1 学校徴収金管理方法改善のために

(1)文部科学省は教職員働き方改革のための学校徴収金公会計化を求めている

①2016年度勤務実態調査は過重労働の存在と労働安全衛生の放置を示した

ア)過労死ライン週60時間以上勤務者(持ち帰り業務時間を含まない)の割合

小学校(教諭33.4%、副校長・教頭62.8%)、中学校(教諭57.7%、副校長・教頭57.8%)

大分県教師の公務災害認定された過労死

2014年中学校国語教諭バレー部顧問、授業中脳出血による死亡、3月間110時間残業

2018年中学校学年主任バレー部顧問、自宅で脳出血による死亡、3月間175時間残業

イ)公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第6条第1項の規定に基づく政令による時間外勤務統制の欠如

教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとする。

イ 校外実習その他生徒の実習に関する業務

ロ 修学旅行その他学校の行事に関する業務

ハ 職員会議(設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう。)に関する業務

ニ 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合やその他やむを得ない場合に必要業務

②文部科学省は教職員の働き方改革を教育委員会に通知：学校徴収金公会計化はその一つの柱

ア)2017年12月26日 文部科学大臣決定「学校における働き方改革に関する緊急対策」

【学校徴収金の公会計化】学校給食費については公会計化することを基本とした上で、地方公共団体がその徴収・管理を行っている先行事例も踏まえ、文部科学省において公会計化導入に向けたガイドラインを作成し、各地方公共団体に公会計化をするよう促す。また、それ以外の学校徴収金についても、文部科学省と先進的な地方公共団体とが協力し、公会計化に向けた好事例を提示する。

イ)2018年2月9日文部科学事務次官通知「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」

【学校徴収金の現金徴収回避、教師以外の業務へ】学校徴収金は、銀行振り込み・口座引き落としによる徴収を基本とし、その徴収管理を学校ではなく、教育委員会事務局や首長部局が担っていくこと。仮に、学校が担わざるを得ない場合であっても、地域や学校の実情に応じて事務職員等に業務移譲しながら、教師の業務としないようにすること。

ウ)2019年1月25日中央教育審議会答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営対策の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」

図表 22 働き方改革のための学校業務3分類

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要がない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応 ②放課後から夜間における見回り、児童生徒が補導されたときの対応 ③ <u>学校徴収金の徴収・管理</u> ④地域ボランティアとの連絡調整	⑤調査・統計等の回答等（事務職員等） ⑥児童生徒の休み時間における対応 ⑦校内清掃（輪番、地域ボランティア等） ⑧部活動（部活指導員等）	⑨給食時の対応（担任教諭と栄養職員の連携） ⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフ参画等） ⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑫学校行事の準備・運営（事務職員との連携、一部外部委託等） ⑬進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等） ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携協力等）

(2)学校徴収金公会計化回避の理由

①2020-2021 年度に幼稚園・小中学校徴収金実地調査

ア) (調査者) 総務課、財務管理専門委員、一部会計課

イ)(対象)熊毛小学校、国東小学校、志成学園（小学校・中学校）、国東中学校、安岐中学校
幼稚園

ウ)(聴取者)小中学校校長、教頭、事務職員、幼稚園教諭

エ)公会計化に対する意見

- ・学校給食費公会計化はありがたい
- ・公会計化により、教師、学校により教材が異なることを監査委員又は議会から問題にされるのではないかと危惧している

②2022/1/17 学校徴収金に関する学校事務職員と行政職員の勉強会

ア) (参加) 学校事務職員、学校教育課、教育総務課、総務課、会計課、財務管理専門委員

イ) 公会計化に対する意見

- ・教材選択の自由がなくなる
- ・学校事務職員の業務が増える

(3)学校徴収金額の上限設定による教材選択自由を確保した事例

①2022/11/16 鳥取市「学校徴収金の公会計化に関する視察」

ア)視察参加者

総務課長、会計管理者、教育総務課学務係長、学校教育課長補佐、財務管理専門委員

イ)説明者

鳥取市教育委員会事務局次長兼学校教育課長、学校教育課長補佐、学校保健給食課校務

支援係長

ウ) 公会計化の内容

1.) 2018年度から学校給食費と補助教材費を公会計化

- ・校長会からの要望



- ・2016/4「鳥取市学校事務円滑化検討委員会」設置による検討



- ・2016/6 文部科学省「学校徴収金会計業務(給食費、教材費など)の負担から教員を解放する(公会計化)」方針の提案



- ・2016/10～学校給食費等(給食費、教材費)公会計化へ向け意見聴取(小中校長会)

2.) 教材費公会計化方針(鳥取市小学校、中学校及び義務教育学校における補助教材費徴収規則 2017/9/12(以下「補助教材費徴収規則」という。))

- ・教材を補助教材(公費)とその他教材(私費)に分け、補助教材を公会計化、その他教材を学校管理
- ・補助教材: 検定教科用図書等以外の教材で有益適切なもの。教育員会届け出。

補助教材	学年又は学級全員など全員に使用させるもの 教科用図書(教科書のない教科)
その他教材	学校の学習に必要なもの、氏名印、名札、ゼッケンなど、 校外行事費、芸術鑑賞費、出品料、卒業アルバム、学級費、部活動費、PTA会費など

3.) 補助教材費負担上限額(補助教材費徴収規則別表: 第4条関係)

	使用教材等	教材費負担額の上限額
小学校	テスト、ドリル、ワークブック、問題集、 資料集、実習等教材、準教科書、検査	1人当たり 年額15,000円
中学校	テスト、ドリル、ワークブック、問題集、 資料集、実習等教材、準教科書、検査	1人当たり 年額20,000円

エ) 質問/回答

1	補助教材は統一されていますか、または教職員の自由に任せていますか。 (小学校、中学校別にその理由も教えてください)
	①市全体では統一していないが、R3年度から中学校区で統一するよう勧めている。それ以前はバラバラで、担当教員の思いもあり統一は難しかった。定期テスト・ドリルから統一し合わせてきている。eラーニング教材は全市統一。 ②次年度の補助教材を年度末までに決定し、教員が異動した場合も決定したものを使用する※徴収までは変更可能
2	<u>補助教材の一般会計編入により、公金として監査委員監査及び議会の統制対象になった影響はありますか。(補助教材の違いが、監査、議会または保護者等から問題とされましたか)</u>
	① <u>監査、議会から補助教材が統一されていない事への指摘はない</u> ②保護者からは、補助教材費の違いに対する意見がたまにある程度

3	<p>補助教材の公会計化の影響はどのようなものですか。 (教職員、事務職員、保護者それぞれについて、効果や負担、未収金の対応などを教えてください)</p>
	<p>①未収金対応は、学校から教育員会事務局へ移行</p> <p>②学校の負担は減っている（管理職、事務職員は負担減を理解しているが、教員はそうでないと思われる・・・???)</p> <p>③収納率は下がっている（99.6%→99.1%・R3） 学校長管理分を含んだ収納率であるかどうかに関し確認していない？</p> <p>④児童手当の未収金充当…6月・10月、50件程度…公会計分費・学校長管理私費分双方に充てている。</p> <p>⑤民事執行法による少額訴訟債権強制執行の話をしてしたが、それは、児童手当による未収金充当を行った上で回収できない場合と考えられるが、詰めて聴取していない。</p> <p>⑥資料②「鳥取市・・・義務教育学校における補助教材費徴収規則」の規定： ア)口座振替ができない⇒再振替⇒できない⇒督促状⇒未納1年経過⇒民法404条遅延損害金徴収 イ) 学校長徴収金未集金回収の有利性⇒保護者同意による児童手当充当 国東市は学校給食費以外の未収金に児童手当を活用している</p>

②町田市 2023 年度「“DX×公会計化”保護者と教員の手間削減」

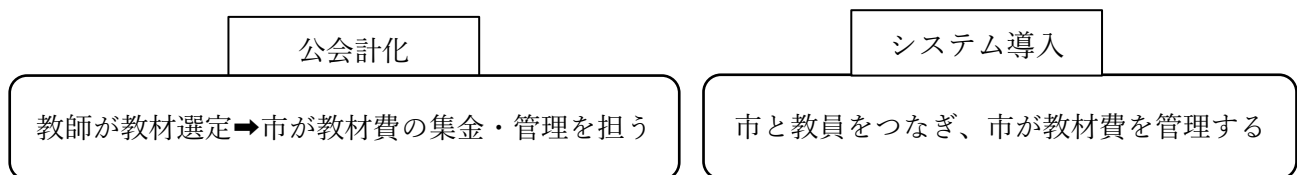
ア) 子どもにやさしいまちづくり事業（ユニセフ認定）の一環

イ) (課題)保護者と教員の手間削減

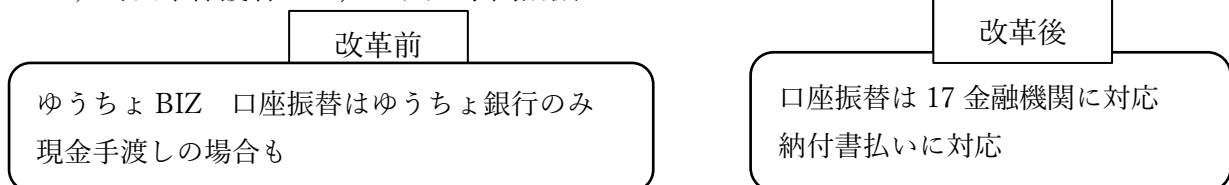
ウ) (これまで) ゆうちょ BIZ による口座振替

a) ゆうちょ口座から学校長口座へ振込：キャッシュレス化

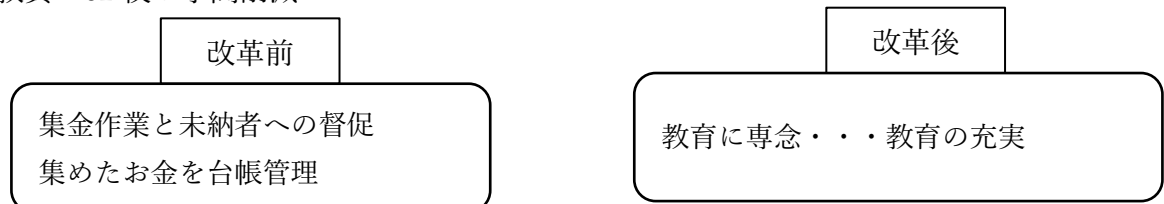
b) 課題：教職員の手から会計事務は離れない：学校長口座から現金による支払い



エ) 町田市保護者×30,000 人の手間削減



オ) 教員×62 校の手間削減



カ) 教材費の上限額を設定⇒補助教材選択の自由の確保と金額制限による統一

経費	小学校:教材費上限額						中学校:教材費上限額		
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年
講師謝礼	1,030	1,030	1,030	1,030	1,030	1,030	2,575	2,575	2,575
書籍・ノート・文房具・教科キット等	16,274	11,257	14,640	13,372	16,995	19,520	27,639	22,729	24,064
校外活動交通費	0	236	1,030	1,030	442	442	1,030	1,030	0
行事支援委託、貸切バス等	4,635	5,150	8,755	10,300	9,579	24,308	9,373	8,264	21,321
ドリルソフト	500	500	500	500	500	500	600	600	600
ホール使用料	0	0	0	0	0	0	1,236	1,236	1,236
遠足入場料	515	721	515	1,030	515	1,030	3,285	618	618
合計	22,954	18,894	26,740	27,262	29,061	46,830	45,738	37,052	50,414

(4) 学校長等現場責任者の意見を取り入れる必要性

①校長が学校現場の労働者安全配慮義務（責任）を負う

<p>2016年42才中学校教員の長時間労働による死亡事件を労働安全衛生法違反で市と県に8,300万円賠償命令（富山地裁2023年7月判決）</p> <p>富山地裁：教員が勤務時間外に行った部活動の顧問としての業務は、<u>教員としての職責を全うするためにおこなわれたもので、全くの自主活動とはいえない。</u>校長は、教員が心身の健康を損なわないように安全に配慮する義務を負うが、<u>教員の負担を軽減するための措置が行われたとはいえない。</u></p>	
<p>市：<u>部活動は超過勤務4項目に含まれず、教員の自由裁量に委ねられているため、安全は配慮義務違反に当たらない。</u></p>	<p>b)遺族：<u>学校側が安全配慮を怠ったため、</u>クラスの担任や部活動の顧問で長時間労働を強いられ、<u>くも膜下出血死に至った</u></p>

2014年福井市の27歳の教員自死に関して、校長の過重勤務軽減の安全配慮義務違反による損害賠償命令（2019年福井地裁）

2017年大阪府高校教員の適応障害発症の校長の安全配慮義務違反認定（2022年大阪府裁）

②学校における校務・所属職員の監督責任は校長にあり、事務の専門職は事務員である

学校		教育委員会
校長	校務、所属職員監督	[地方自治法第180条の8]学校管理、学校組織編制、教育課程、教材、教育職員の身分取扱、社会教育その他の教育、学術・文化に関する事務
副校長、教頭	校長補佐、校務整理、児童生徒の教育	
教諭	児童生徒の教育	
養護教諭	児童生徒の養護	
事務職員	事務をつかさどる	
校務員	事務(市費、給食費、施設、その他)、用務(連絡、接待、給食、印刷、環境)	[地方教育行政組織法第21条]教育財産管理、教育関係人事、学校組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導、教育職員・生徒・児童・幼児の保健、安全、厚生福利、学校給食
出所：学校教育法第37条、国東市立小中学校校務員服務規程		

出所：学校教育法第37条、国東市立小中学校校務員服務規程

「国東市監査基準」に準拠し、国東市資金リスクマネジメント条例第14条第2項の規定により、同条例第11条第1項及び第2項並びに第12条第2項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

令和8年3月26日

国東市代表監査委員 徳部 吉昭

国東市監査委員 宮園 正敏

1 審査の対象

「令和7年度 現金等取扱管理内部統制報告書及び準公金管理内部統制報告書」

「令和7年度 現金等出納保管改善実績報告書」

2 審査の期間

令和8年1月21日から令和8年3月25日まで

3 審査の方法

審査に付された「令和7年度 現金等取扱管理内部統制報告書及び準公金管理内部統制報告書」（以下「内部統制報告書」という。）及び「2025（令和7）年度 現金等出納保管改善実績報告書」（以下「現金等出納保管改善実績報告書」という。）について、内部統制体制の整備と運用並びに現金等出納保管方法（公金・準公金）の改善に向けた検討が適切に実行されているかを検証するために、関係資料の確認を行うとともに、必要に応じて関係部署から説明を聴取するなどして審査を実施した。

なお、審査に当たっては次の事項について審査した。

- (1) 内部統制体制の整備について、国東市資金リスクマネジメント条例（以下「条例」という。）、国東市資金リスクマネジメント条例施行規則（以下「施行規則」という。）及び現金等出納保管改善戦略（以下「戦略」という。）並びに関係規則等の管理規程及び業務手続が整備され、適切に運用されているか。
- (2) 内部統制体制の運用について、条例、施行規則及び戦略等に記載された手続に沿って適切に実行され、現金及び準公金に係る不正又は誤りに関するリスクが適切に把握されているか。
- (3) 内部統制（一次体制・二次体制・独立的評価）が実効的に機能しているか。
- (4) 準公金の管理方法について、改善に向けた取組が計画的かつ継続的に行われているか。

4 審査の結果

上記のとおり審査した結果、内部統制報告書及び現金等出納保管改善実績報告書は、現金及び準公金を含む資金管理に係る不正・誤りリスクについて、制度の制約を踏まえながらも、国東市として主体的に評価・対応した取組を体系的に整理されたものであり、その内容は、おおむね適正であると認められる。

特に、法令上の会計統制や財務管理システムによる統制が及びにくい準公金について、全国的な不祥事事例を踏まえ、公会計予算編入、歳入歳出外現金編入、受託返上など、資金の性質に応じた管理方法の見直しを継続的に行っている点は、市民の信頼確保の観点から評価できる。

指摘事項・是正状況一覧表の記載内容については、是正済み、又は内部統制報告書提出日以降も改善に向けて継続対応中であるとの報告を受けており、その対応は適切であると認め、審査の意見を次に述べる。

5 内部統制体制の整備

平成29年の地方自治法改正では、都道府県及び指定都市に対して、財務事務等に関する内部統制の体制整備が義務付けられた。市町村へは努力義務とされたが、国東市では資金管理事務を対象に条例及び施行規則を制定し、関係規則等とともに令和2年4月1日から運用を始めた。

令和4年12月には、準公金管理方法の改善に向けて予算原則等による見直しの枠組みを規定しており、令和6年6月には現金等出納保管に関する不正又は誤りの防止を行うため会計規程の整備を行い、現金等出納保管改善戦略を策定・実行する規定を追加するため、条例及び施行規則の一部改正が行われた。

(1) 内部統制の枠組

現金等取扱管理に関しては、条例等では、不正又は誤りに関するリスクの防止と早期発見のために内部統制の組織管理体制を規定しており、概要は表1のとおりである。

なお、現金等取扱管理とは、職員が公金を受け取り指定金融機関等に払い込むまでの現金取扱いの過程のことである。

表1 【現金等取扱管理の内部統制の組織管理体制】

① 現金等取扱の管理に係る一次的統制の責任は、所管する所属長にある。 (条例第10条)
◆現金等取扱管理の過程(規則第4条第1項)
ア)現金収納管理(つり銭資金の交付、現金収納金過不足の処理)(第1号)
イ)収納現金管理(金融機関への速やかな納入、連番領収書等による収入管理)(第2号)

- ウ)保管方法（現金等と帳票等の照合、現金等の安全保管、収納印と領収書の管理）（第3号）
- エ)職員の賠償責任（第4号）
- ② 現金等取扱の管理に係る二次的統制の責任は、会計管理者及び市地方公営企業管理者にあり、適正な内部統制が行われていることを検証するため、毎年所管部署の現地検査を行い、内部統制報告書を市長に提出する。（条例第11条第1項）
- ③ 市長は、提出された内部統制報告書及び現金等出納保管改善実績報告書を1月20日までに監査委員の審査に付さなければならない。（条例第14条第1項）
- ④ 市長は、翌年度4月末日までに監査委員の審査意見書を添付して内部統制報告書及び現金等出納保管改善実績報告書を議会に提出し、公表しなければならない。（条例第14条第3項）

準公金の管理に関しては、条例及び施行規則等では、不正又は誤りに関するリスクの防止と早期発見のために内部統制の組織管理体制を規定しており、概要は表2のとおりである。

なお、準公金とは、公会計予算又は歳入歳出外現金に編入せずに、市がやむを得ず公会計口座以外で管理する資金をいう。

表2 【準公金管理の内部統制の組織管理体制】

- ① 準公金管理に係る会計規程の整備と運用を実施する。
 - ◆施行規則第3章では、
 - ア)第3節 出納管理の原則 イ)第4節 保管方法の原則
 - ウ)第5節 法的措置 エ)第6節 特例措置
 について規定している。
- ② 準公金を管理する時は、管理対象とするべきか否か等、準公金管理方法改善の検討をしなければならない。

検討の責任は、総務課長、財政課長、会計管理者及び準公金管理担当課長にある。（施行規則第5条第3項）

 - ◆準公金管理方法の改善に向けての検討過程
 - ア)市の事業と認められる場合 → 公会計予算編入又は歳入歳出外現金編入を検討
 - イ)市の事業と認められない場合 → 受託返上又は歳入歳出外現金編入を検討
 - ウ)管理方法の見直しができない場合 → 準公金として管理
- ③ 準公金の管理に係る一次的統制の責任は、所管する所属長にある。
 - ◆準公金管理の過程—施行規則

- ア) 出納管理 (第 9 条 連番領収書等による収入現金管理、第 10 条 その他の領収書による収入現金管理、第 11 条 収入及び支出の管理、第 12 条 契約及び検査、第 13 条 決算報告)
- イ) 保管 (第 14 条 預貯金口座による保管、第 15 条 現金等と帳票等の照合、第 16 条 現金等の安全な保管、第 17 条 管理届、第 18 条 証拠書類の保存)
- ウ) 第 19 条 保管現金等の亡失又は損傷の対応 (法的措置)
- エ) 第 20 条 特例措置の適用 一 条例・規則に定められた方法以外の準公金管理
- ④ 準公金の管理に係る二次的統制の責任は、副市長、教育長及び病院事業管理者にあり、適正な内部統制が行われていることを検証するため、毎年所管部署の実地検査を行い、内部統制報告書を市長に提出しなければならない。(条例第 11 条第 2 項)
- ⑤ 市長は、提出された内部統制報告書及び現金等出納保管改善実績報告書を 1 月 20 日までに監査委員の審査に付さなければならない。(条例第 14 条第 1 項)
- ⑥ 市長は、翌年度 4 月末日までに監査委員の審査意見書を添付して内部統制報告書及び現金等出納保管改善実績報告書を議会に提出し、公表しなければならない。(条例第 14 条第 3 項)

公益通報制度については、国東市資金リスクマネジメント条例第 8 条 (情報の伝達及び報告) において「市長等は、内部通報者の保護を考慮した公益通報制度の整備を行わなければならない」と規定されており、その実現のために、国東市公益通報取扱規則 (令和 2 年 4 月施行) を制定している。

戦略において、公益通報制度の趣旨を周知する計画となっており、令和 8 年 1 月 8 日に国東市内部通報制度を職員 (市民病院を含む) に通知している。内部通報先 (総務課) 及び外部通報先 (弁護士) があること、公益通報者が不利益な取り扱いをされず、通報者の秘密が保護されること及び通報手続きなどを周知している。

戦略において、財務管理 (業務) システム不正操作防止戦略、行動計画を立て、不正操作防止のために管理方法を調査・考察する計画が予定されている。また、戦略 RPA 又は生成 AI の活用により、政策企画課において内製システムの構築可能性について協議をしたが、結果として、国東市の支出データの様式が定形化されていないため、照合するシステムを作ることが困難であることが判明した。

対応として、会計課が FB 振込を行うことができる基準を作成すること、及びリスクが大きいと認められる支出費目データを複数年に 1 回程度、異常な支払額の有無を抽出・確認し、照合を行うこととしている。

(2) 内部統制の運用方法

運用方法については、施行規則とともに資金管理マニュアルが作成され、具体的な手順や考え方が記載されている。

現金等取扱管理に関しては、条例で二次的統制者を規定し、施行規則では内部統制の対象業務として職員が現金を取扱う過程が規定されており、会計規則や物品管理規則、地方公営企業会計規程等の関係する規則等に、つり銭管理や現金の出納管理等の手續、職員の賠償責任についての内容が規定されている。

準公金管理に関しては、予算・決算に計上されず、財務組織上の統制の対象から外れるため、不正や誤りのリスクが高い。そのため、施行規則に準公金として管理対象とすべきか否かの検討から、特例として条例の適用除外までの手續の内容が包括的に規定されている。

6 内部統制体制の運用

(1) 現金等取扱管理

実地検査の件数と、指摘事項の記載の件数は表 3 のとおりであった。収納印又はつり銭を所管している部署を対象に、現金等取扱管理内部統制調査書の項目に沿って、実地検査を行っている。

指摘事項の内容は表 4 のとおりであり、いずれも是正済み若しくは指導に基づき対応中であることを確認した。

表 3 【現金等取扱管理内部統制の実地検査件数と指摘件数】

責任者	実地検査		指摘事項 記載件数
	所管部署数	検査件数	
会計管理者	30 (32)	45 (44)	6 (1)
病院事業 管理者	3 (3)	3 (3)	0 (0)
計	33 (35)	48 (47)	6 (1)

※ () は、前年度の件数

表4 【現金等取扱管理内部統制の実地検査での指摘事項】

(担当：会計管理者)

	所属課	公金名称	指摘事項	是正状況	調査日
1	環境衛生課	郵便切手等	はがきを保管しているが、切手受払簿にH27から記入がなく、月1回の所属長の照合がなかった。 また、空き機の引き出しで鍵をかけずに保管していた。	受払簿へ記入し、所属長に確認してもらい、鍵のかかる場所で保管するよう指導した。	R7 12/8
2	自動車学校	郵便切手等	収入印紙については、保管簿を作っていない。	保管簿を作成するよう指導した。	R7 12/1
3	文化財課 (三浦梅園資料館)	郵便切手等	切手を本立てに収納していた。	手提げ金庫と一緒にキャビネットに収納するよう指導した。	R7 11/28
4	社会教育課 (安岐)	郵便切手等	切手の使用は共通フォルダヘデータ記入しているだけであった。	改ざん防止のため、紙ベースでも残すよう指導した。	R7 11/26
5	上下水道課 水道事業	郵便切手等	切手を鍵のかかる場所での保管ができていなかった。	今後は鍵のかかる場所で保管するよう指導した。	R7 12/19
6	上下水道課 下水道事業	郵便切手等	切手を鍵のかかる場所での保管ができていなかった。	今後は鍵のかかる場所で保管するよう指導した。	R7 12/19

(担当：病院事業管理者)

	所属課	公金名称	指摘事項	是正状況	調査日
1	医事課	外来・入院 支払窓口	特になし		R7 12/11
2	総務経営課	職員預り金及び 資金前渡が主	特になし		R7 12/10
3	訪問看護 ステーション	対象者宅での 集金	特になし		R7 12/4

(2) 準公金管理

準公金は、施行規則第5条第1項に規定する各号の分類に応じた管理方法改善を原則としている。市等の事業と認められる場合は公会計予算編入を検討し、市が管理する必要がないと認められる場合は受託返上を検討し、さらに歳入歳出外現金編入の検討を行った上で、やむを得ないと認められる場合に限り準公金として管理できると規定されている。

【施行規則第5条（抜粋）】

- (1) 市等が政策的事業を行うために市費を主要な財源とする団体を設置し、事務局として資金管理するとき。
- (2) 市等が構成員となっている団体を事務局として資金管理するとき。
- (3) 市等が私人又は団体に属する現金等を公益性の観点から管理するとき。

- (4) 市等が公益性が認められるため、私人又は団体から預かった現金を債権者に支払うまで一時的に保管するとき。
- (5) 市等が私人又は団体から行政活動に伴う負担金を徴収し、債権者に支払うまで管理するとき。

本年度の検討結果は、表 5 のとおり、受託返上又は廃止が 8 件となっている。(詳細は、巻末表 8 参照)

社会福祉協議会国東地区寄附金等預り金(香典返し等)については、本庁舎と社会福祉協議会国東事務所が離れているため、便宜上現金を一時保管し、その日のうちに社会福祉協議会職員が集金することとしている。令和 6 年度に続き、7 年度においても継続協議したものの、結果として従来どおりの取扱いとなっている。預り金等の紛失や盗難等のリスクが懸念されることから、現金保管に伴う紛失・盗難等のリスクを踏まえ、受託返上の時期を明確に定めるとともに、社会福祉協議会へ直接納付する方法への移行について、期限を区切って協議を進められたい。

表 5 【準公金の見直し検討結果】

責任者	検討対象		検討結果			
	所管 部署数	件数	予算 編入	歳入 歳出外	受託返上 又は廃止	継続協議等
副市長	10(10)	15(18)	0(0)	0(0)	2(3)	13(15)
教育長	3(4)	14(17)	0(1)	0(0)	6(3)	8(13)
病院事業 管理者	1(1)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)
計	14(15)	30(36)	0(1)	0(0)	8(6)	22(29)

※ () は、前年度の数値

以上の検討を経た準公金管理の実地検査は、所管している部署を対象に、準公金管理内部統制調査書の項目に沿って行われた。

実地検査件数と指摘事項の記載の件数は表 6 のとおりであった。

前年度までの検査で、取扱いの不備についてのほとんどが改善され、実地検査件数も少なく、本年度の指摘件数は前年度と同様に少なく、検査の効果が現れている。

表6 【準公金管理内部統制の実地検査件数と指摘件数】

責任者	実地検査		指摘事項の 記載件数
	所管部署数	検査件数	
副市長	10 (10)	15 (18)	1 (1)
教育長	3 (4)	14 (17)	0 (0)
病院事業 管理者	1 (1)	1 (1)	0 (0)
計	14 (15)	30 (36)	1 (1)

※ () は、前年度の数値

指摘事項の主な内容と件数については表7のとおりである。指摘内容については、是正済み若しくは指導によって対応中であることを確認した。(詳細は、巻末表9参照)

表7 【準公金管理内部統制の実地検査での指摘事項の内容】

責任者	指摘事項の内容		
	収入・支出 伝票の未起票	決算報告及び 監査なし	出納簿の不備等 その他
副市長	0 (0)	1 (1)	0 (0)
教育長	0 (0)	0 (0)	0 (0)
病院事業管理者	0 (0)	0 (0)	0 (0)
計	0 (0)	1 (1)	0 (0)

※ () は、前年度の数値

7 準公金管理方法の改善戦略及び実績について

「準公金管理内部統制報告書」は、令和4年12月の条例改正により審査対象とされ、さらに令和6年6月の条例及び施行規則の一部改正により、改善戦略の策定及び実行の位置付けが明確化された。

準公金管理方法の改善戦略においては、市が事業主体か否かによる管理方法の見直しを基本原則としている。先にも述べたように、準公金は、管理しようとする時、まず管理対象が市の事業と認められるか否か、さらに公会計予算編入か受託返上か、又は歳入歳出外現金編入かの検討をし、結果として市が管理することがやむを得ないと認められる場合に限って管理できるとの位置づけである。

この検討を総務課長、財政課長、会計管理者及び準公金管理担当課長が実施し、巻末表 8 の見直し結果のとおり、8 件の改善が報告された。

8 実地検査の結果について

現金等取扱管理においては、現金の紛失や用途不明金があるなどの重大な不備に該当する事象は認められなかった。また、本年度の調査結果から前年度の指摘事項については是正されていることが確認できた。しかし、本年度は前年度に比べ、指摘事項の件数が増加しており、指摘事項となった要因を分析し適切な対応をしていただきたい。

本年度の現金収納事務において収納事故（過大収納 1 件、過小収納 2 件）が発生している。過大収納では、終業時に窓口収納金（証明手数料）の点検を行ったところ、収納金が 500 円過大収納されていた。過小収納では、終業時に窓口収納金（施設使用料等）の点検を行ったところ、1 件目は収納金が 180 円不足していたこと、2 件目は収納金が 100 円と 50 円の取違いにより 50 円不足していたことであった。いずれも、確認不足によるつり銭の渡し違いが原因であったものと考えられる。この件については、国東市会計規則第 15 条の 5 に基づき適切に対応されている。なお、2 課についてはつり銭機が未導入の部署であった。「単につり銭の過不足が発生した事実を報告するだけで足りるものではなく」「なぜ起きたか」「どう処理したか」「過失の有無の判断をしたか」「当該体制が妥当であるか」「再発防止策が講じられているか」などを検討し、公金管理の重要性に鑑み、適正な事務処理を徹底していただきたい。今後は、再度、納入者等から現金を収納する際、納付書の合計額、受け取った現金との照合を行い誤りが無いように確認をし、金額を声に出して確認しながら受渡しを行われたい。さらに、職員等に現金等取扱の管理体制、内部統制についての考え方や実施方法等の周知徹底を図り、同じ過ちを繰り返すことがないように努められたい。

準公金の取扱管理においては、現金の紛失や用途不明金があるなどの重大な不備に該当する事象は認められなかった。また、本年度の調査結果から前年度の指摘事項については是正されていることが確認できた。準公金管理方法の改善実績では、8 件の受託返上又は廃止が実現している。さらに、本年度は前年度と同様に、指摘事項の件数も少なくなり、職員の間にも内部統制に対する意識が浸透しつつあるものと認められる。

しかし、総会が実施できていないため決算報告及び監査等ができていない団体や、金額が高額なものなどの実態は変わらず、管理する職員の事務負担だけでなく精神的負担も危惧されることから解消に向けて努力していただきたい。

国東半島芸術文化祭 2025 実行委員会について、国東市資金リスクマネジメント条例施行規則第 5 条第 3 項において「総務課長、財政課長及び会計管理者は、準公金管理担当者とともに、準公金管理方法改善の検討を行わなければならない。」と規定されているが、国東半島芸術文化祭 2025 実行委員会については、事業実施前に施行規則第 5 条第 3 項に基づく関係各課による検討が行われておらず、協議未了のまま準公金として実績報告がなされていた。事前に関係各課で協議をせずに事業が終了している。このような取扱いとなった原因を分析するとともに、今後の対応方針及び改善手法について協議し、今後は、国東市資金リスクマネジメント条例施行規則第 5 条第 3 項に沿って、各課で連携し検討を行う体制を整備していただきたい。

学校徴収金管理方法については、教職員働き方改革と準公金管理方法改善を一体のものとして、管理方法改善戦略、行動計画を立てており、令和 7 年度では、学級費、教材費、郊外活動費等学校徴収金の処理法等が検討された結果、令和 8 年度からテトルアプリを活用し、保護者口座から学校長口座への引落しを行うことにより、事務改善が図られる予定である。遠距離通学補助金（自転車通学補助金、バス通学補助金、通学ヘルメット補助金）では学校長を經由せずに、保護者口座又はバス会社口座に歳出予算から振込まれることとされている。また、他の残りの項目についても公会計化に向けて引き続き検討をしていただきたい。

各課等において新たに管理することとなった準公金について、施行規則第 17 条に「所属長は準公金を新たに管理する場合又は準公金管理を廃止する場合は、準公金管理二次的統制者及び総務課長に提出しなければならない」と規定されている。各課等において新たに準公金を管理することとなった場合の把握については、準公金管理二次的統制者等によるチェックが機能する仕組みの構築が必要である。準公金担当課等は各課等に向けて、準公金として取り扱うべき事案が発生した場合は、速やかに報告しなければならない旨を周知徹底していただきたい。

今回の報告書等について、内部統制報告書及び現金等出納保管改善実績報告書は 1 月 20 日までに同時に提出されているが、前年度と同様にそれぞれの内容に差異が見受けられた。これは、内部統制報告書の内容が 12 月末現在であるのに対し、現金等出納保管改善実績報告書の内容が 3 月 31 日までの改善予定を記載した報告書となっており、基準日と予定に対する判断のズレが原因と考えられる。2 つの報告書については、別々の担当課が作成しているが、今後、両報告書における基準日及び改善予定の取扱いに係る判断基準を統一し、関係各課が十分に連携・協議の上、整合の取れた報告書を作成し提出されたい。

内部統制の目的は、「資金管理に係る不正又は誤りに関するリスクの防止及び発見を通じて市民の信頼を醸成すること、そして安全な財政運営を継続すること」である。この目的のために、リスク管理が内部統制において重要な要素の一つであり、内部統制を強化していくためには、各担当課において内部統制報告書等に基づくリスク管理を適切に行うことが肝要である。

内部統制報告書を作成する目的は、各担当課における業務及び財務の適正性を確保し、リスクを把握した上で適切な対策を講じ、その対策が有効に機能しているかを定期的に点検し、評価することにより、効率的かつ効果的なリスク管理を行うことにある。したがって、このような目的や方法等が職員に十分に浸透していない場合、各担当課でのリスク管理が適切に行われず、内部統制が十分に機能しない可能性があるため、内部統制の体制と運用の仕組みを理解し適切に実行できる体制づくりが必要である。

不正行為は本質的には個人の問題であるが、高額現金の取扱い、納入までの期間があるなどの「環境要件」や在任期間の長さ、職務権限の集中などの「要因」が組み合わさることで、事故等の発生リスクも高まる。事務処理ミス等の防止のためには、複数の職員で確認を行うチェックの徹底が不可欠であるという意識は、全庁的に浸透していくことが必要である。チェックをより効果的に機能させるためには、その方法を見直すとともに、組織としてチェックの重要性を再認識し、担当者任せにせず、職員相互に内部統制を担う職場風土の醸成を、より積極的に進めることが必要である。そのためには、公金及び準公金を取扱うことのリスクを職員一人一人が再認識し、チェックが働く仕組みや手順を定めることにより職員に内部統制の考え方や実施方法等の周知徹底を図ることで、結果的に内部統制を組織全体に定着させ、より適切に運用できるよう引き続き検証していくことが重要である。

今後も現金等取扱管理及び準公金等取扱管理の内部統制に係る職員研修、業務マニュアル及びチェックリストを単に作成するだけでなく、組織内で伝承し、活用していくよう全庁的に周知徹底を行うとともに、本実績報告書に示された取組を基本として、現金等出納保管に関する不正・誤りリスクの低減及び内部統制の強化に資するものとなるように、今後も継続的な改善が図られることを期待する。

表8 【準公金の見直し検討対象と結果一覧】

準公金性質の5分類 分類1：市等が政策的事業を行うために市費を主要な財源とする団体を設置し、事務局として資金管理するもの 分類2：市等が構成員となっている団体を事務局として資金管理するもの 分類3：市等が私人又は団体に属する現金等を公益性の観点から管理するもの 分類4：市等が公益性が認められるため、私人又は団体から預かった現金を債権者に支払うまで一時的に保管するもの 分類5：市等が私人又は団体から行政活動に伴う負担金を徴収し、債権者に支払うまで管理するもの								
部署	件数	所属課	分類	準公金名称	検討結果			
					予算編入	歳入歳出外	受託返上又は廃止	継続協議等
1	1	福祉課福祉・障がい者支援係	4	社会福祉協議会（社協会費）、（歳末助け合い募金、赤い羽根共同募金）			受託返上	
-			4	社会福祉協議会（香典返）				社協と香典返しの方法について継続検討
2	2	農政課園芸畜産係	3	国東市みかん等訪果害虫防除対策会議（薬剤散布補助金）			受託返上	
-	3		1	国東市畜産クラスター協議会				現状を継続
-	4	農政課	3	国東市集落営農法人連絡協議会				R7年度に通帳を協議会の事務局補佐に渡す（受託返上）を検討
-	5	農政係	3	国東市認定農業者の会				休止を含めた認定農業者の会のあり方を検討
3	6	農業再生協議会	1	国東市農業再生協議会				現状を継続
4	7	林業水産課林業係、総合支所	1	国東市鳥獣被害対策協議会				現状を継続
-	8	林業水産課水産係	2	特定水産物銘柄化推進協議会				準公金管理方法改善に向けて継続協議
5	9	財政課財産管理係	2	大分県都市管財事務協議会負担金				令和7年度のみ事業（次回事務局14年後（予定））
6	10	観光・地域産業創造課商工観光企画係	1	国東市土地開発公社				油留木ゴルフ場の件が解決次第、公社の解散を検討
-	11	観光・地域産業創造課商工観光企画係	1	国東半島芸術文化祭2025実行委員会				令和6から7年度までの事業
7	12	竹田津保育所	5	用品代・月刊誌				令和7年度末で、保育所の閉所により廃止
8	13	熊毛保育所	5	用品代・月刊誌・写真代				令和7年度末で、保育所の閉所により廃止
9	14	武溪保育所	5	用品代・月刊誌・写真代				現状を継続
10	15	安岐保育所	5	用品代・月刊誌・写真代				現状を継続
11	16	社会教育課	3	国東町文化協会				現状を継続
-	17	社会教育係	1	くにさき少年少女発明クラブ				現状を継続
-	18	社会教育課スポーツ振興係	1	国東市スポーツ協会				一般会計予算編入に向けて取り組む。
-	19		1	国東市スポーツ協会 国東支部			廃止	支部会計を市スポーツ協会に一本化した。
-	20	1	九州瀬戸内高等学校女子駅伝競走大会実行委員会				R8年度まで現実行委員会が事業実施。R9年度以降の実施方法を検討。	
-	21	教育委員会社会教育課	3	国見文化協会			受託返上	R7より受託返上に向け協議を開始した。今年度は事務補助を行う。
-	22	国見	1	国東市スポーツ協会国見支部			廃止	R7より支部会計を市スポーツ協会に一本化した。準公金廃止届提出済
-	23	教育委員会社会教育課	3	武蔵町文化協会				受託返上に向けて継続協議。令和6年度より文化協会事務局長が会計を行っている。
-	24	武蔵	1	国東市スポーツ協会武蔵支部			廃止	R7より支部会計を市スポーツ協会に一本化した。準公金廃止届提出済
-	25	教育委員会社会教育課	1	国東市スポーツ協会安岐支部			廃止	R7より支部会計を市スポーツ協会に一本化した。準公金廃止届提出済
12	26	安岐中央幼稚園	5	P T A 会費・教材費・おやつ・月刊誌・給食費・写真代				現状を継続
13	27	教育総務課	2	国東地区学校保健会				一般会計予算編入に向けて継続協議
-	28		3	各種学校徴収金 遠距離通学補助金等 (自転車通学補助金、通学ヘルメット補助金、バス通学補助金)			受託返上	
-	29		1	学級費、教材費、校外活動費等学校徴収金				R8年度からテトルアプリを使い保護者口座から学校長口座に引落しを行う。
14	30	国東市民病院	3	病院互助会				現状を継続

表9 【準公金管理内部統制の实地検査での指摘事項の内容一覧】

部署	件数	所属課	責任者	準公金名称	指摘事項の内容		
					収入・支出伝票の未起票	決算報告及び監査なし	出納簿の不備等 その他
1	1	農政課農業振興係	副市長	国東市認定農業者の会	0	1	0